

加美町

第3期障がい者計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

加美町



## はじめに



加美町では、加美町総合計画を障がい者福祉の視点から具体化するための計画として、「障がいのある人が、安心して自分らしい生活が送れ、互いに思いやれる地域づくり」を基本理念に平成27年に「加美町第2期障がい者計画」、平成30年に「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

その間、国においては平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年5月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、さらに平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい福祉分野の法制度の整備が進んでいます。

一方、新型コロナウイルス感染予防対策で新しい生活様式が求められる等、私たちを取り巻く環境も変化しております。

こうした状況のなか、前計画の基本理念や施策を継承しつつ、これまで以上に障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、障がいのある人が住み慣れた地域で多くの人と協力しながら、自分らしい暮らしが送れるよう保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労等の幅広い分野と連携を取りながら、一人ひとりのニーズに沿った支援をする取り組みを進めていくため、「加美町第3期障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

町では、この計画の基本理念である「互いに思いやれる地域づくり」の実現に向けて障がい福祉施策を一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「加美町障害福祉計画審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました多くの住民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

加美町長 猪股 洋文



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	5
4 計画の策定体制.....	6

## 第2章 障がい者などの現状

1 人口と世帯.....	7
2 障がい者の状況.....	8
3 アンケート調査結果の概要.....	14

## 第3章 障がい者計画

1 基本理念.....	31
2 横断的視点.....	32
3 計画の基本目標.....	34
4 計画の体系.....	35
5 施策の展開.....	36

## 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは.....	53
2 基本的理念.....	53
3 基本的な考え方.....	55
4 前期計画の目標達成状況.....	56
5 本計画の数値目標の設定.....	61
6 障がい福祉サービスの種類ごとにおける見込量.....	66
7 障害児通所支援などの見込量.....	78
8 子ども・子育て支援法に基づく支援.....	83
9 地域自立支援協議会.....	84

## 第5章 計画の推進

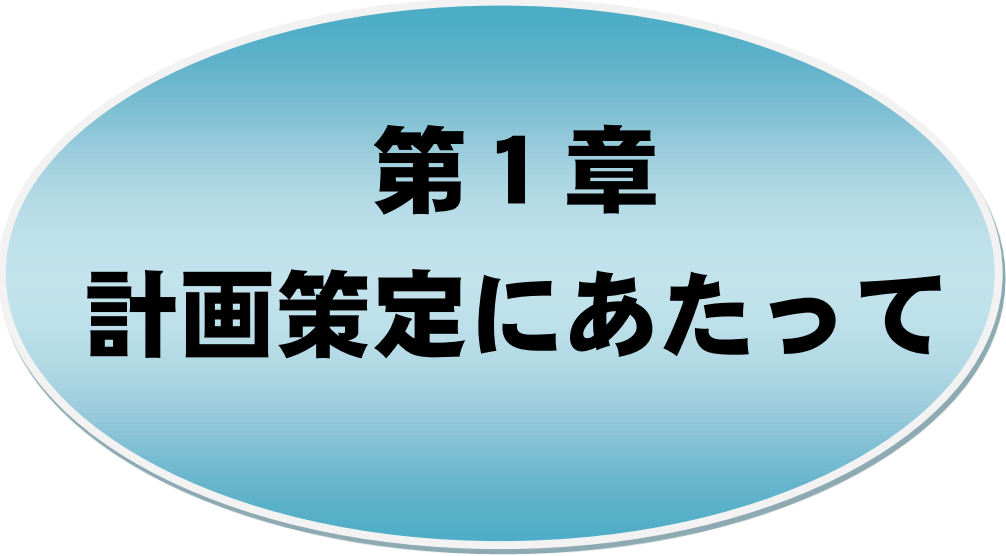
1 PDCAサイクルによる評価と見直し.....	87
2 計画におけるPDCAサイクルとその体制.....	88

## 資料編

1 加美町障害福祉計画審議会条例.....	89
2 加美町障害福祉計画審議会名簿.....	91

※本文中の「障害」の「害」は、法律・政令、固有名称などで定められている表記については「害」を使用していますが、それ以外の部分については原則として、ひらがな表記の「がい」で統一しています。





**第1章**  
**計画策定にあたって**





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成26年1月に「障害者権利条約」を締結し、障がいのある人の権利の実現に向けた取組を進め、平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正され、この改正では、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられています。

その後も障害者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年3月「障害者権利条約」との整合性を図りながら「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

この『障害者基本計画（第4次）』では、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会<sup>\*</sup>」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

加美町では、「障がいのある人が、安心して自分らしい生活が送れ、互いに思いやれる地域づくり」を基本理念として、平成27年に「加美町第2期障がい者計画」（平成27年～令和2年度）を作成し、平成30年には「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（平成30年～令和2年）を策定し、障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブな社会<sup>\*</sup>の実現を目指し、障がい福祉施策を推進してきました。

現計画の計画期間の終了に伴い、障害者総合支援法及び児童福祉法をはじめとする関係法令や国や県の指針、関連計画などとの整合性を図るとともに、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化などを踏まえ、「第3期障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「地域共生社会」の実現と障がい者施策の充実を目指すものです。

---

※地域共生社会：子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会

※インクルーシブな社会：障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除することなく地域の中に包み込む社会

## 2 計画の位置づけ

### (1) 障がい者計画

障害者基本法に基づき、加美町における障がい者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに、加美町における障がい者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、加美町の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

### (2) 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障がい福祉計画」は、「障がい者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障がい者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

### (3) 障がい児福祉計画

平成28年5月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた障がい児福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

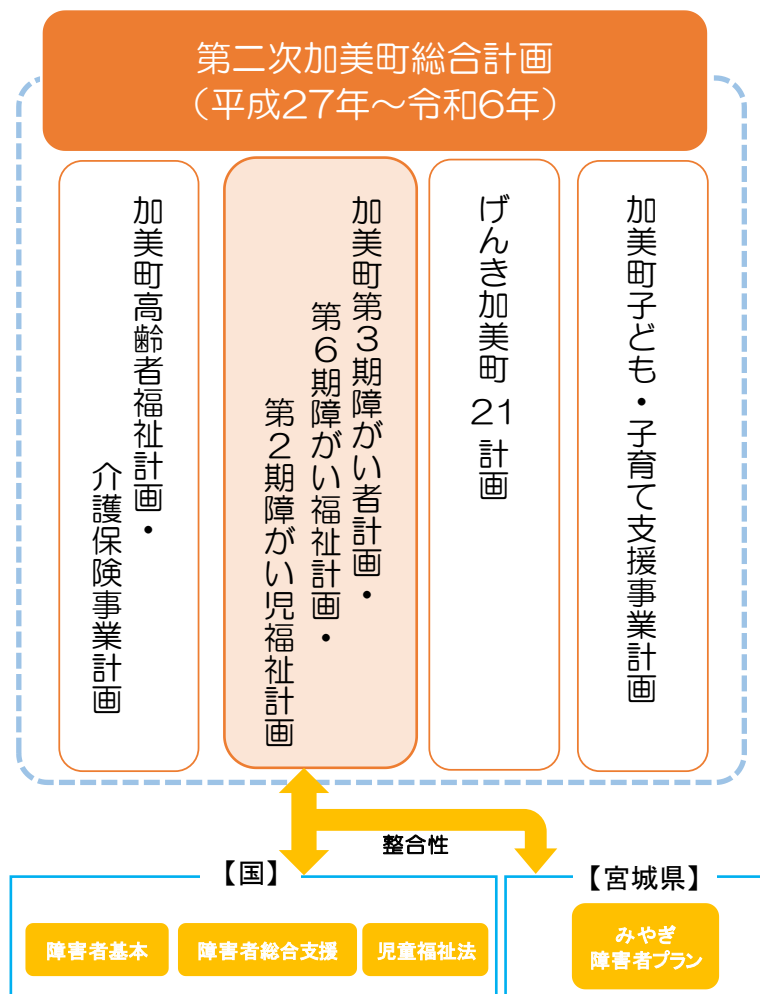
#### ◆障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置づけ

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条1項	障がい者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

#### (4) 他の計画との関係

本計画は、本町における町政運営の基本方針である「第二次加美町総合計画」(平成27年～令和6年)の分野別計画として、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけ、町の関連計画である「高齢者福祉計画」、「げんき加美町21計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び国・県の関連計画と整合性と調和を図り策定しています。

##### ◆他計画との関係図



### (5) 計画の期間

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を最終年度とする3年間の計画です。

なお、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

#### ◆計画の期間

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2025年 (令和8年)
障がい者計画	第2期計画(6年) (平成27年～令和2年)			第3期計画(3年) (令和3年～令和5年)			第4期計画(3年) (令和6年～令和8年)		
障がい福祉計画	第5期計画(3年) (平成30年～令和2年)			第6期計画(3年) (令和3年～令和5年)			第7期計画(3年) (令和6年～令和8年)		
障がい児福祉計画	第1期計画(3年) (平成30年～令和2年)			第2期計画(3年) (令和3年～令和5年)			第3期計画(3年) (令和6年～令和8年)		
			見直し			見直し			見直し

### 3 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

#### 【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

#### 【児童福祉法】

第4条 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉スペクトラム症<sup>※1</sup>、学習障がい（LD）<sup>※2</sup>、注意欠陥多動性障がい（ADHD）<sup>※3</sup>などの疾病や障がいのある方です。

#### ※1 【自閉症スペクトラム症】

対人関係が苦手・強いこだわりといった特徴をもつ発達障がいの一つです。近年では、早ければ1歳半の乳幼児健康診査でその可能性を指摘されることがあります。

#### ※2 【学習障がい（LD）】

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

#### ※3 【注意欠陥多動性障がい（ADHD）】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣合いな、不注意・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

## 4 計画の策定体制

### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療及び福祉関係機関の代表、学識経験のある者、一般町民によって構成される加美町障害福祉計画審議会において、計画案の検討を行いました。

### (2) 計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、障がい者の現状、意見や要望などを把握するためにアンケート調査を行い、広く意見を聴取し、障がい者の意見を十分反映させました。


#### ◆加美町障がい福祉計画策定に係るアンケート調査の実施概要

調査の種類	障がい者用
調査対象	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者
抽出方法	手帳所持者から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年6月～7月
回収結果	配布数：920件 有効回収数：449件（有効回収率：48.8%）

※アンケート調査結果（概要）については、14頁参照

### (3) パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、町ホームページでパブリックコメントを実施し、計画に反映させました。



**第2章**  
**障がい者などの現状**





## 第2章 障がい者などの現状

### 1 人口と世帯

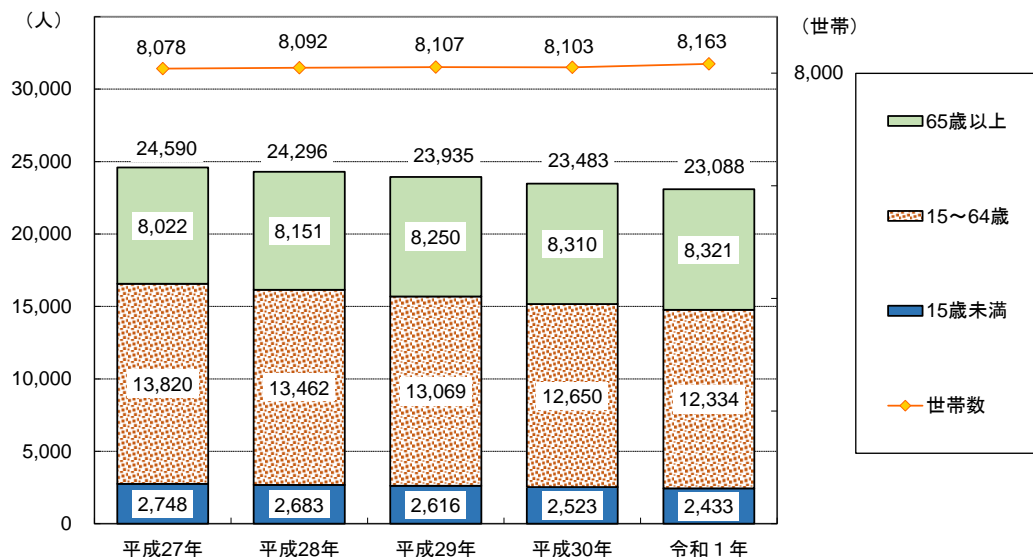
#### (1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は、年々人口減少しており令和1年では、23,088人となっています。

また、年齢3区分別人口割合では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の老年人口割合の増加が見られ、令和1年では年少人口割合が10.5%、15～64歳以上の生産年齢人口が53.4%、老年人口が36.0%となっています。

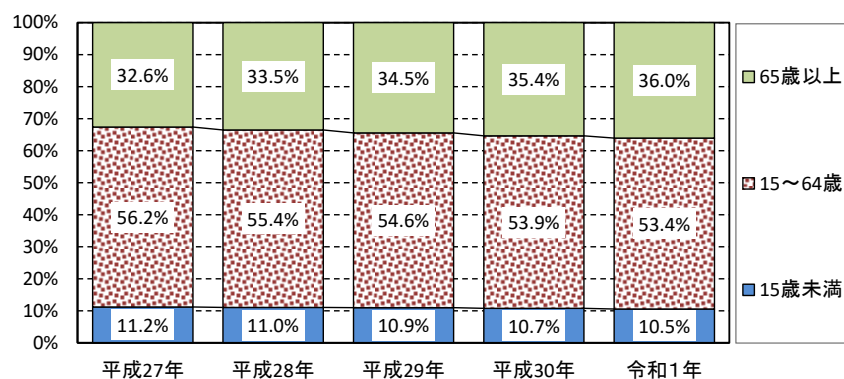
また世帯数は増加しており、令和1年では、8,163世帯となっています。

#### ◆年齢3区分別人口と世帯数



資料：住民基本台帳

#### ◆年齢3区分別人口割合



資料：住民基本台帳

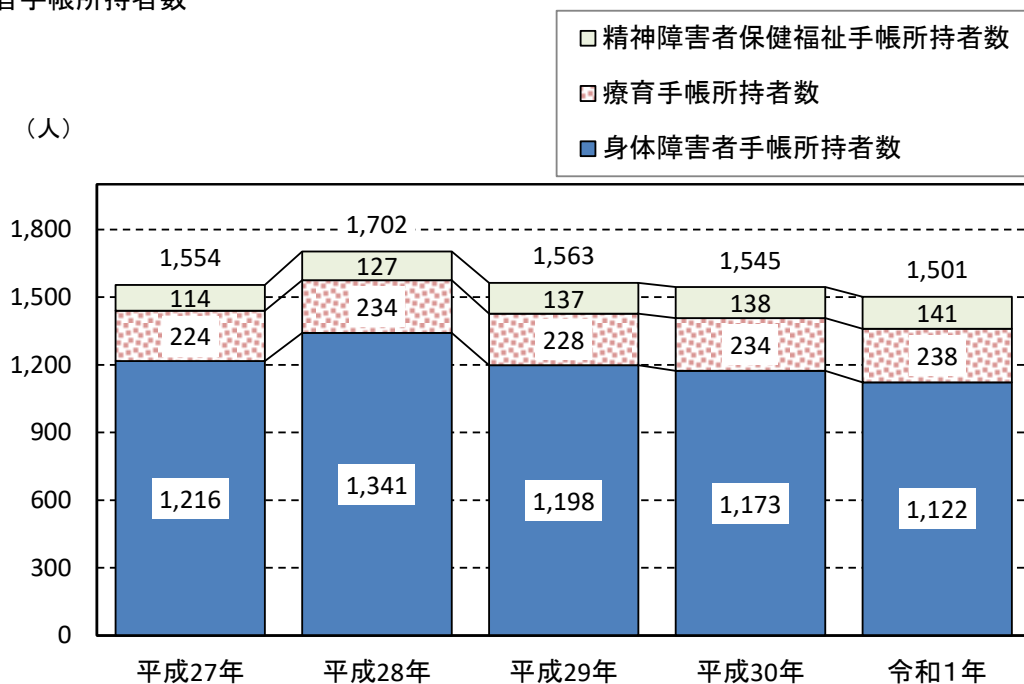
## 2 障がい者の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、減少傾向で推移し、令和1年度では、1,501人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は増加傾向で推移していますが、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

#### ◆障害者手帳所持者数



資料：加美町保健福祉課（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者数

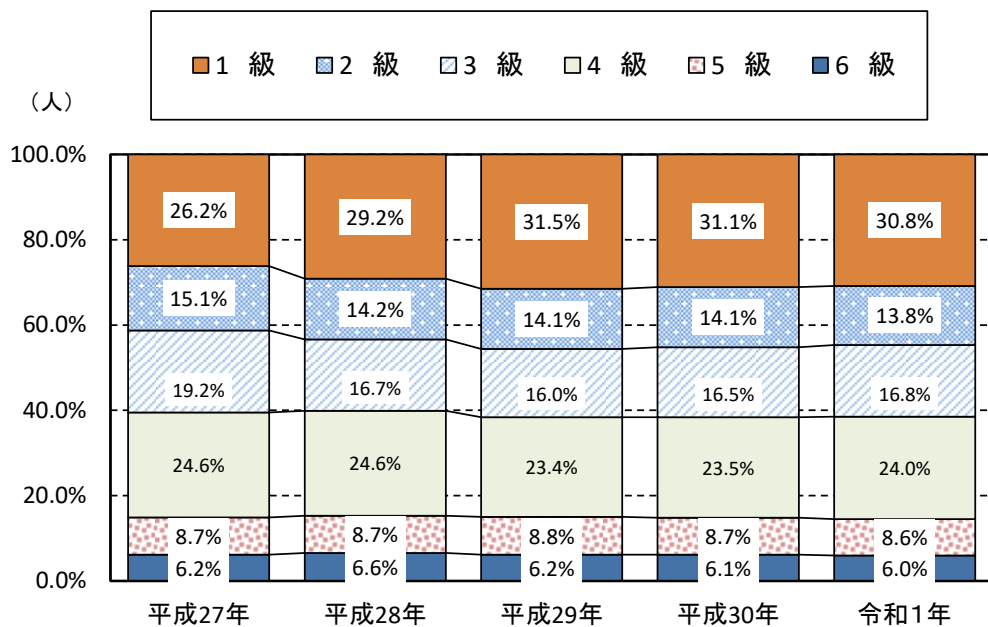
令和1年度における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障がい者が346人と全体の3割以上を占めています。また、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、601人となっています。

### ◆等級別身体障害者手帳所持者数 ( )内は児童数 単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
1 級	318 ( 7 )	391 ( 6 )	377 ( 5 )	365 ( 6 )	346 ( 5 )
2 級	184 ( 1 )	191 ( 2 )	169 ( 1 )	165 ( 2 )	155 ( 2 )
3 級	234 ( 3 )	224 ( 3 )	192 ( 4 )	193 ( 0 )	189 ( 0 )
4 級	299 ( 0 )	330 ( 0 )	280 ( 0 )	276 ( 0 )	269 ( 0 )
5 級	106 ( 0 )	117 ( 0 )	106 ( 0 )	102 ( 1 )	96 ( 1 )
6 級	75 ( 1 )	88 ( 2 )	74 ( 2 )	72 ( 2 )	67 ( 1 )
計	1,216 ( 12 )	1,341 ( 13 )	1,198 ( 12 )	1,173 ( 11 )	1,122 ( 9 )

資料：加美町保健福祉課（各年4月1日現在）

### ◆等級別身体障害者手帳所持者数の割合



◆障がい種別身体障害者手帳所持者数 ( )内は児童数 単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
視覚	78 ( 0 )	86 ( 0 )	77 ( 0 )	73 ( 0 )	73 ( 0 )
聴覚・平衡機能	111 ( 2 )	122 ( 3 )	103 ( 4 )	100 ( 2 )	92 ( 2 )
音声・言語・そしゃく機能	14 ( 0 )	13 ( 0 )	13 ( 0 )	13 ( 0 )	11 ( 0 )
肢体不自由	681 ( 8 )	753 ( 8 )	667 ( 7 )	635 ( 8 )	601 ( 4 )
内部	332 ( 2 )	367 ( 2 )	338 ( 1 )	352 ( 1 )	345 ( 3 )
計	1,216 ( 12 )	1341 ( 13 )	1,198 ( 12 )	1,173 ( 11 )	1,122 ( 9 )

資料：加美町保健福祉課（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者数

令和1年度における療育手帳所持者数は、A（重度）が44人、B（中軽度）が194人となっています。

年齢別では、A（重度）のうち、18歳未満が12名、18歳以上が32名、B（中軽度）のうち、18歳未満が80名、18歳以上が114名となっています。

◆療育手帳所持者数 単位：人

年齢層	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
18歳未満	A（重度）	12	13	14	15	12
	B（中軽度）	80	78	77	78	80
	計	92	91	91	93	92
18歳以上	A（重度）	28	36	36	36	32
	B（中軽度）	104	107	101	105	114
	計	132	143	137	141	146
計	A（重度）	40	49	50	51	44
	B（中軽度）	184	185	178	183	194
	計	224	234	228	234	238

資料：加美町保健福祉課（各年4月1日現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向となっており、令和1年度では1級が25人、2級が81人、3級35人の計141人となっています。

##### ◆精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
1級	27	29	30	30	25
2級	61	74	80	78	81
3級	26	24	27	30	35
計	114	127	137	138	141

資料：加美町保健福祉課（各年4月1日現在）

#### (5) 難病患者数

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

特定疾患医療受給者数は減少傾向で推移しており、令和1年度では144人、小児慢性特定疾患医療受給者数は、横ばいで推移しており、令和1年度は15人となっています。

##### ◆特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
特定疾患医療受給者数	160	161	143	146	144
小児慢性特定疾患医療受給者数	13	10	15	15	15

資料：宮城県大崎保健所（各年度末現在）

### (6) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査による要経過観察者（発達）の状況について、受診者のうち、言葉の遅れや発達障がいの疑いのある児童は、令和1年度では、1歳6か月児の14.3%、2歳6か月児の18.0%、3歳児の33.1%となっています。

#### ◆乳幼児健康診査時要経過観察者（発達）の推移

単位：人

	1歳6か月児			2歳6か月児			3歳児		
	受診者	経過観察者	割合	受診者	経過観察者	割合	受診者	経過観察者	割合
平成28年度	145	16	11.0%	117	32	27.4%	168	54	32.1%
平成29年度	135	22	16.3%	145	24	16.6%	134	29	21.6%
平成30年度	114	28	24.6%	127	31	24.4%	147	34	23.1%
令和1年度	112	16	14.3%	133	24	18.0%	118	39	33.1%

※ 言葉の遅れ、発達障害の疑いのある児童を抽出（こだわり、かんしゃく、切り替えの悪さなども含む）

資料：加美町保健福祉課

### (7) 保育所などの障がい児の受入れ状況

町内の保育所・認定こども園・幼稚園における障がい児の受け入れ数については、令和1年度で3人と、年々減少しています。

#### ◆保育所・認定こども園・幼稚園の障がい児の受入れ状況の推移

単位：人

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
児童数	13	15	6	6	3

資料：加美町子育て支援室

## (8) 障がいのある児童・生徒の通学状況

宮城県立古川支援学校に在籍する児童生徒数（加美町分）については、令和2年度現在で26人となっています。また、町内の児童生徒数が減少傾向にある一方で、特別支援学級の在学者数、通級指導教室（ことばの教室）の利用者数は増加しています。

## ◆宮城県立古川支援学校 在籍児童生徒数（加美町分）

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
小学部	4	8	6	6	7	9
中学部	11	7	7	4	4	2
高等部	5	8	13	22	19	15
合計	20	23	26	32	30	26

資料：宮城県古川支援学校（各年度末現在）

## ◆町内の特別支援学級及び通級指導教室

単位：人/（クラス）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	
小学校	普通学級	在学者数	1,134	1,094	1,077	1,049	1,025	975	
	特別支援学級	学級数(クラス)	13	14	18	20	18	18	
		在学者数	27	31	36	42	46	44	
	通級指導教室	ことばの教室	利用者数	59	72	61	59	70	74
		学習障害	利用者数			27	37	34	31
中学校	普通学級	在学者数	593	590	569	558	538	542	
	特別支援学級	学級数(クラス)	7	6	3	3	5	7	
		在学者数	14	13	9	7	12	19	
	通級指導教室	ことばの教室	利用者数	0	0	0	0	0	0
		学習障害	利用者数			0	0	0	0

資料：加美町教育委員会（各年度末現在）

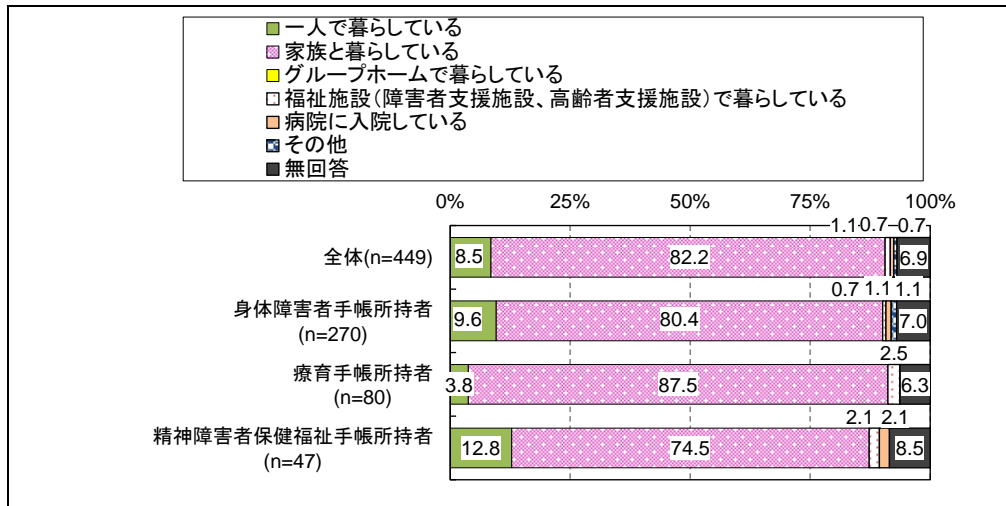
### 3 アンケート調査結果の概要

※アンケート調査の対象者、調査方法などは6頁を参照

#### (1) 住まいや暮らしについて

##### ①現在の暮らしについて

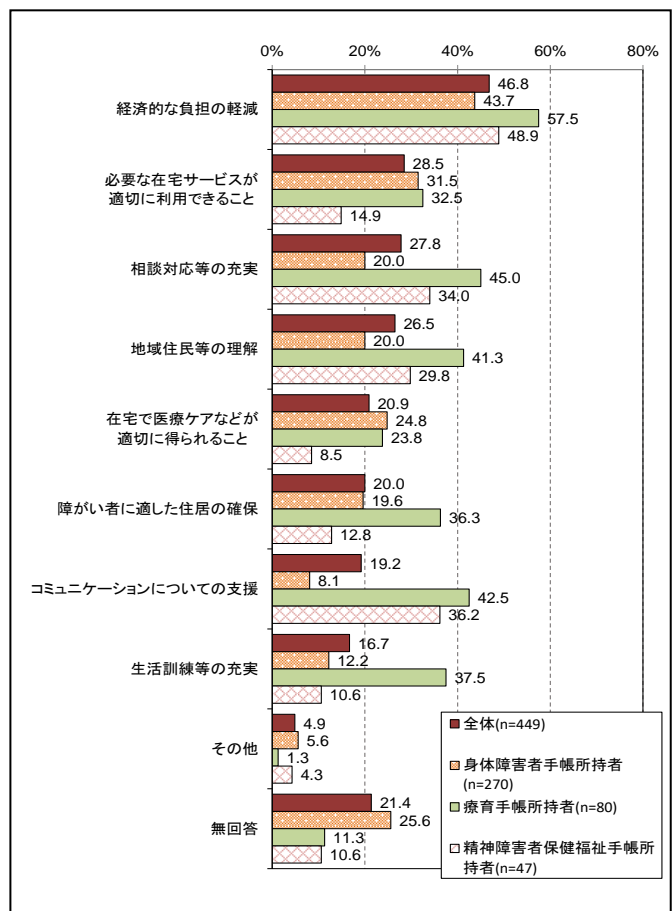
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が82.2%と最も多く、障がい別にみても、どの手帳所持者も「家族と暮らしている」が7割以上で最も多くなっています。



##### ②地域での生活に必要な支援について

地域での生活に必要な支援を尋ねると、全体では「経済的な負担の軽減」が46.8%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(28.5%)、「相談対応等の充実」(27.8%)の順となっています。

障がい別にみても、どの手帳所持者も「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。



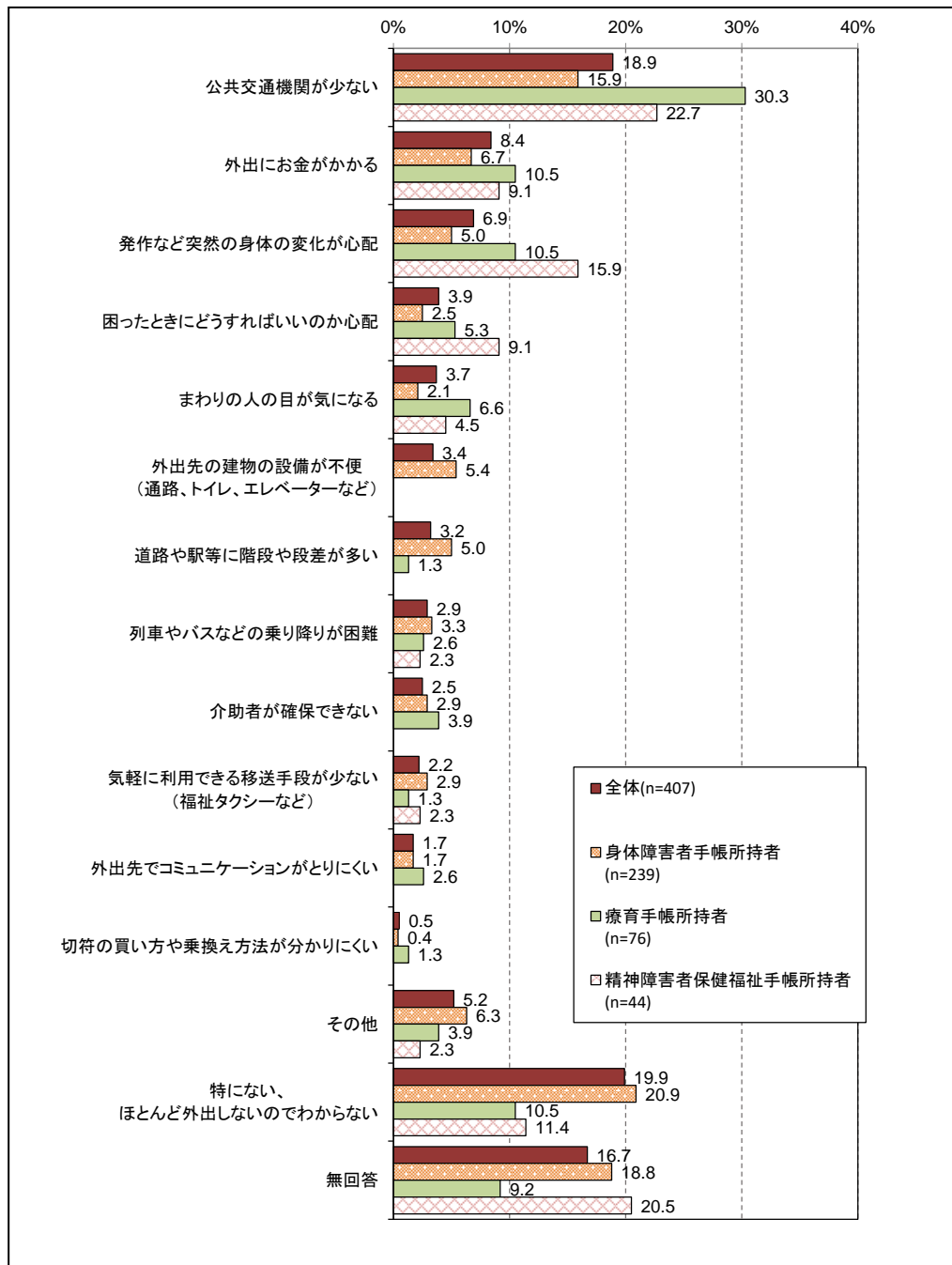


(2) 日中活動や就労などについて

③外出時に困ること

外出するときに困ることを尋ねると、全体では「公共交通機関が少ない」が18.9%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」(8.4%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(6.9%)の順となっています。

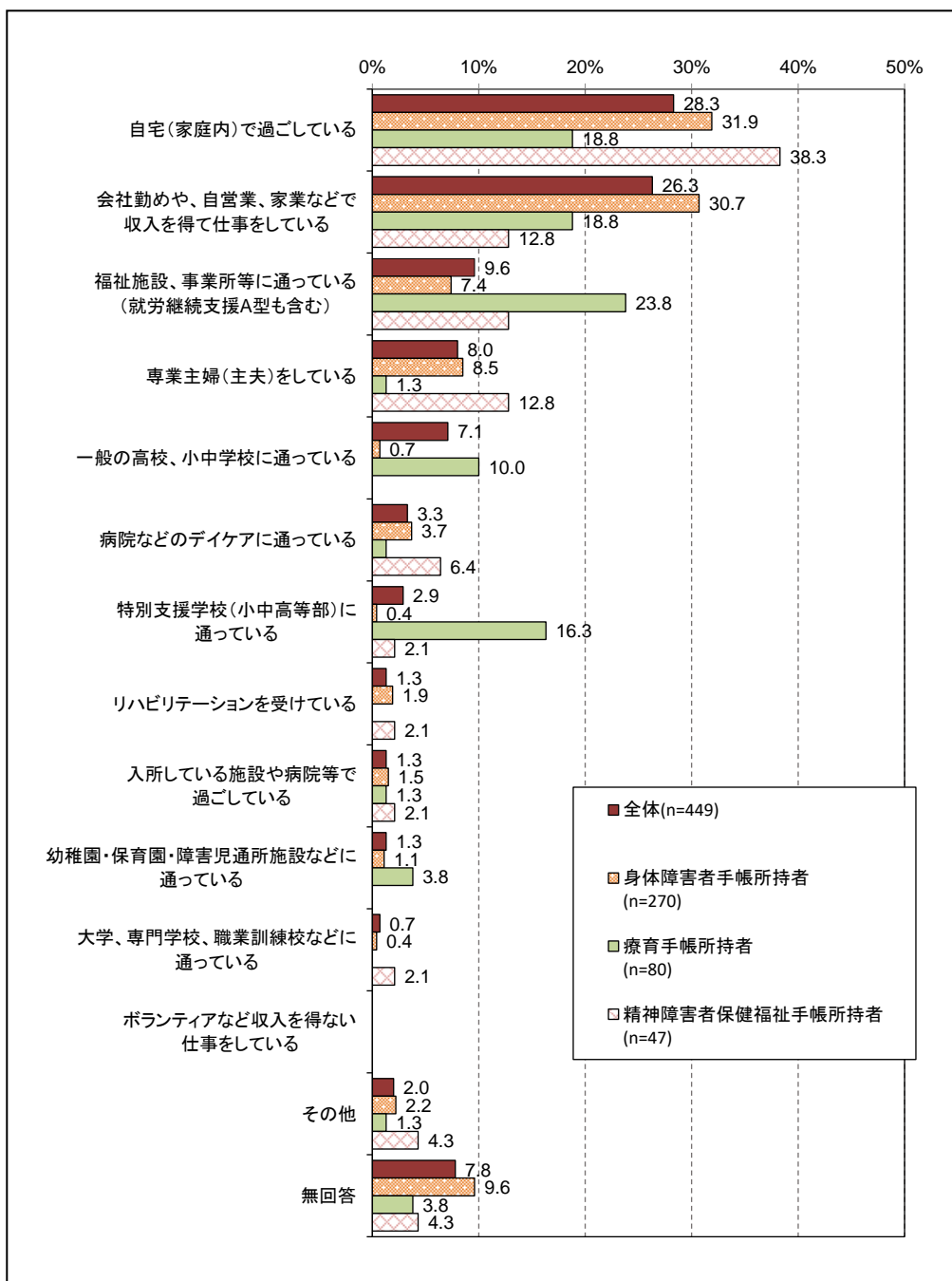
障がい別にみても、どの手帳所持者も「公共交通機関が少ない」が最も多くなっています。



④日中の過ごし方について

平日の日中の過ごし方については、全体では「自宅（家庭内）で過ごしている」が28.3%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」（26.3%）、「福祉施設、事業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」（9.6%）の順となっています。

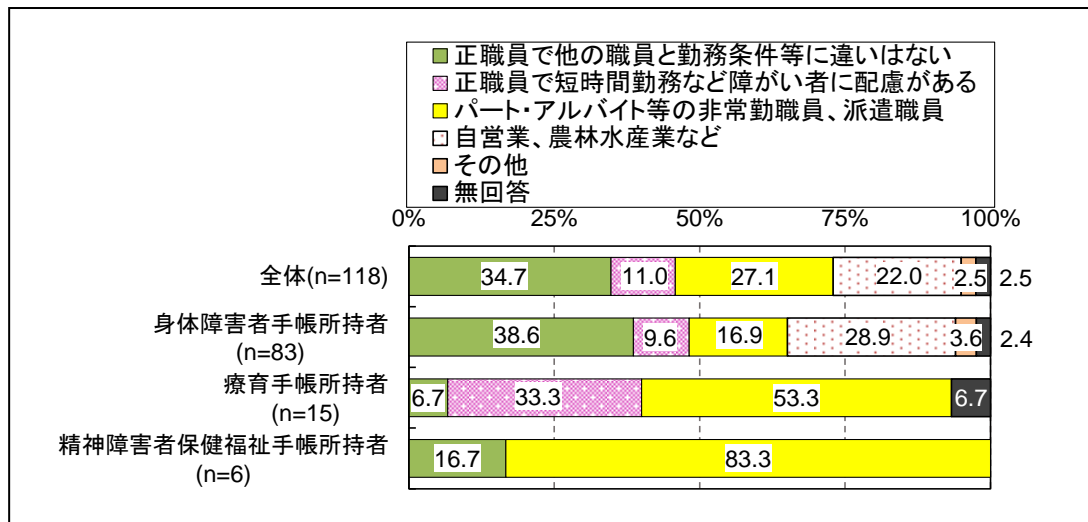
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅（家庭内）で過ごしている」、療育手帳所持者では「福祉施設、事業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」がそれぞれ最も多くなっています。



⑤地域での生活に必要な支援について

会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている人に、就労形態を尋ねると、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が34.7%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(27.1%)、「自営業、農林水産業など」(22.0%)の順となっています。

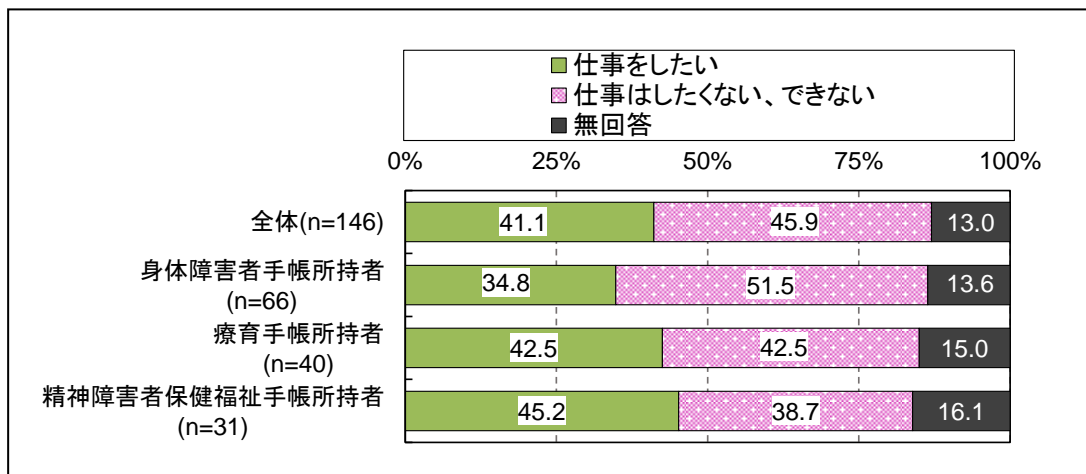
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多くなっています。



⑥就労希望について

会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしていない人に、今後の就労希望について尋ねると、全体では45.9%が「仕事はしたくない、できない」と回答し、「仕事をしたい」(41.1%)をわずかに上回っています。

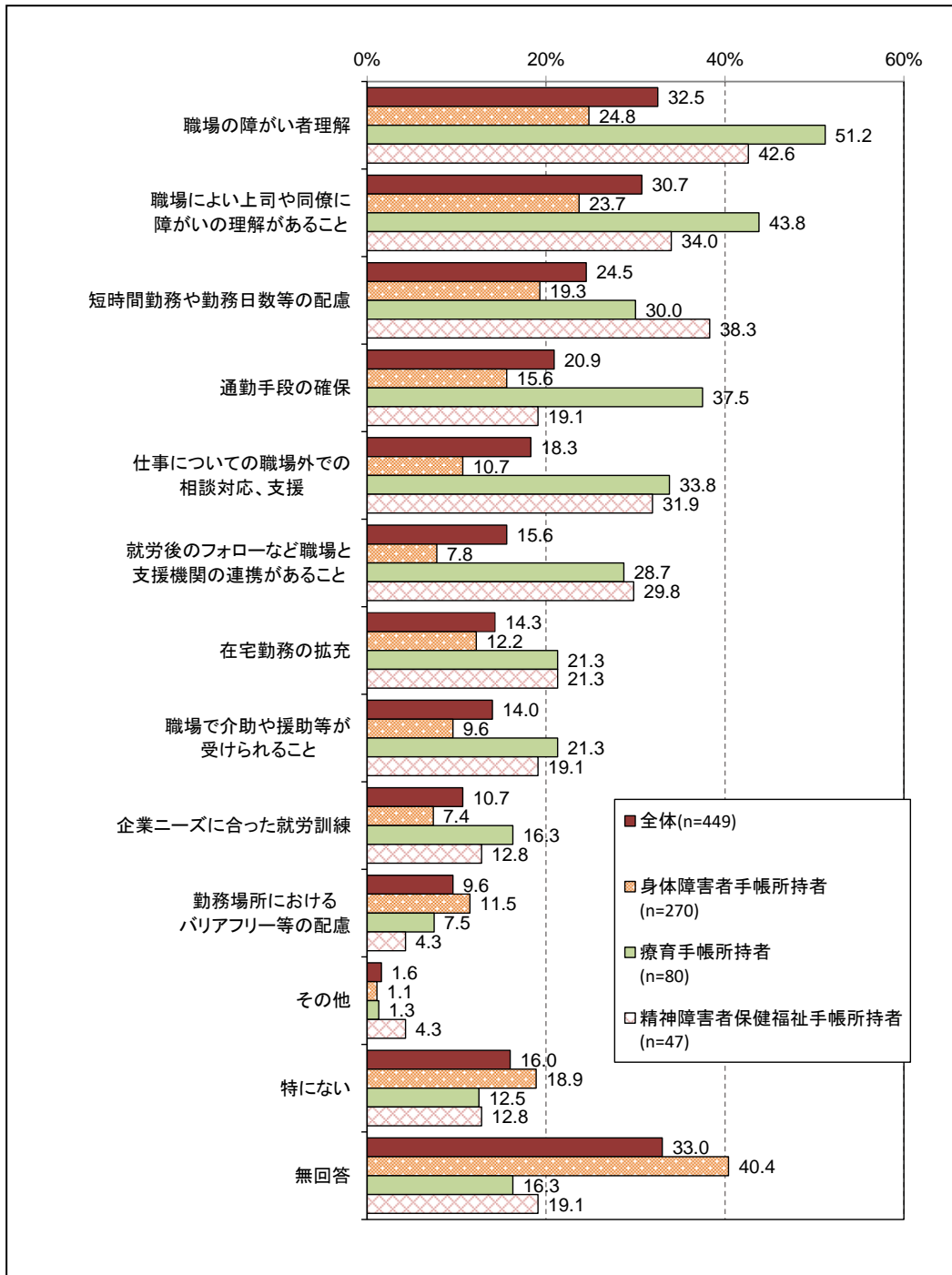
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者は「仕事はしたくない、できない」が半数近くを占めており、療育手帳所持者は「仕事をしたい」と「仕事はしたくない、できない」が同率、精神障害者保健福祉手帳所持者では「仕事をしたい」が「仕事はしたくない、できない」を上回っています。



⑦必要な就労支援について

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うかについては、全体では「職場の障がい者理解」が32.5%と最も多く、次いで「職場によい上司や同僚に障がいの理解があること」(30.7%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(24.5%)の順となっています。一方、16.0%は「特にない」と回答しています。

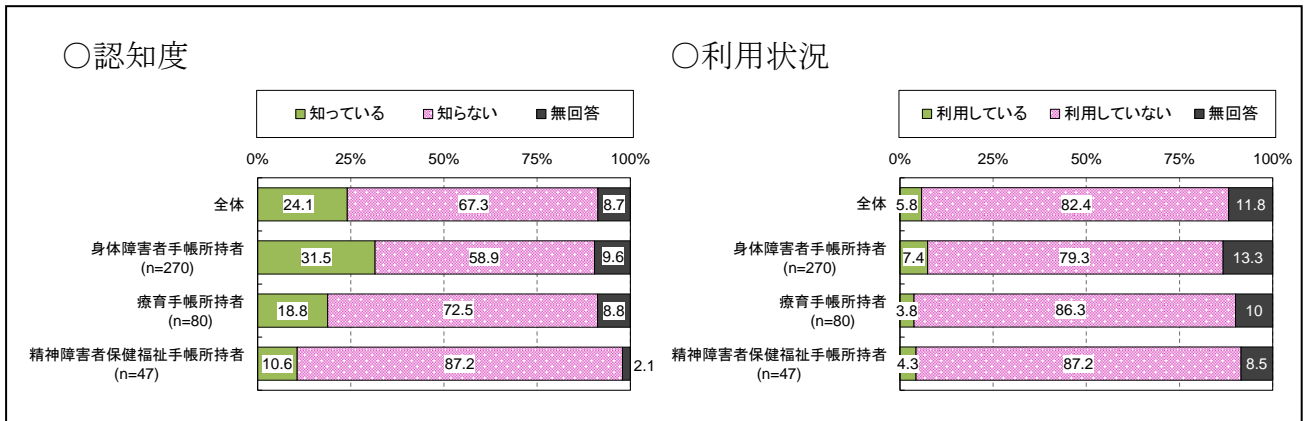
障がい別にみると、どの手帳所持者についても「職場の障がい者理解」が最も多くなっています。



### (3) 災害時について

#### ⑧ 避難行動要支援者登録制度について

避難行動要支援者登録制度については、全体では6割以上が「知らない」と回答しています。また、利用状況については、全体では8割以上が「利用していない」と回答しています。

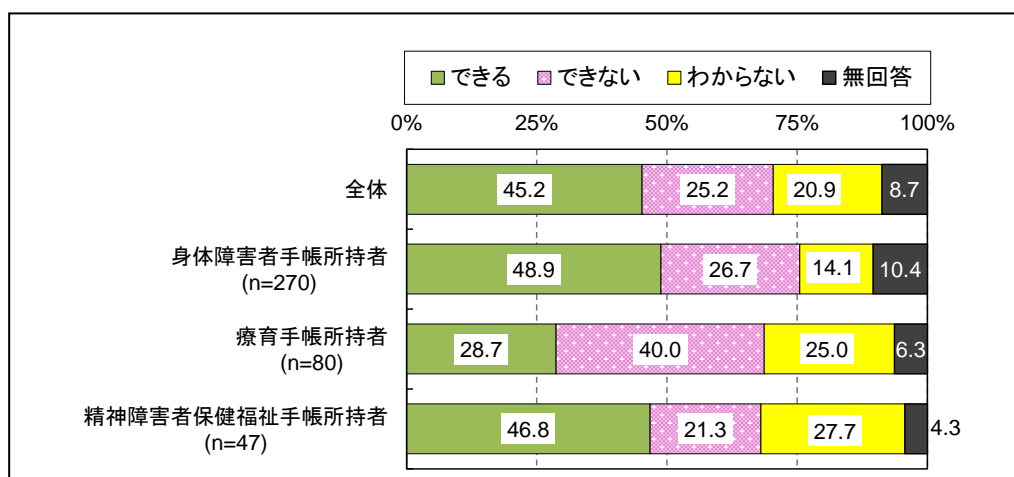


#### ⑨ 災害時に一人で避難できるか

火事や地震などの災害時に一人で避難できるか尋ねると、全体では「できる」が45.2%と最も多く、次いで「できない」(25.2%)、「わからない」(20.9%)の順となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では48.9%、療育手帳所持者では28.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では46.8%が「できる」と回答しています。

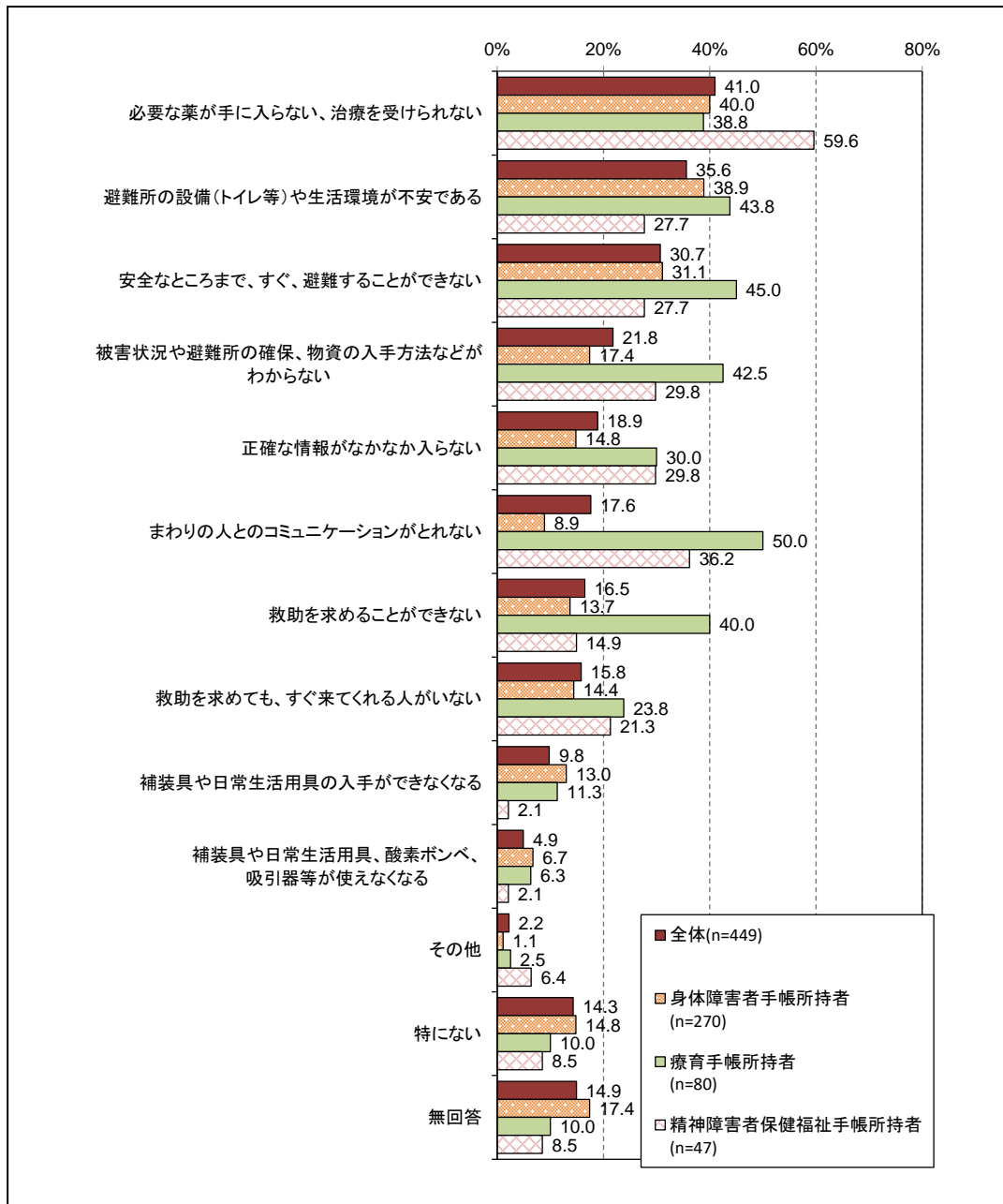
また、療育手帳所持者の4割が「できない」と回答しています。



⑩災害時に困ること

災害時に困ることについては、全体では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が41.0%と最も多く、次いで「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安である」(35.6%)、「安全なところまで、すぐ、避難することができない」(30.7%)の順となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、療育手帳所持者では「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」が最も多い回答となっています。

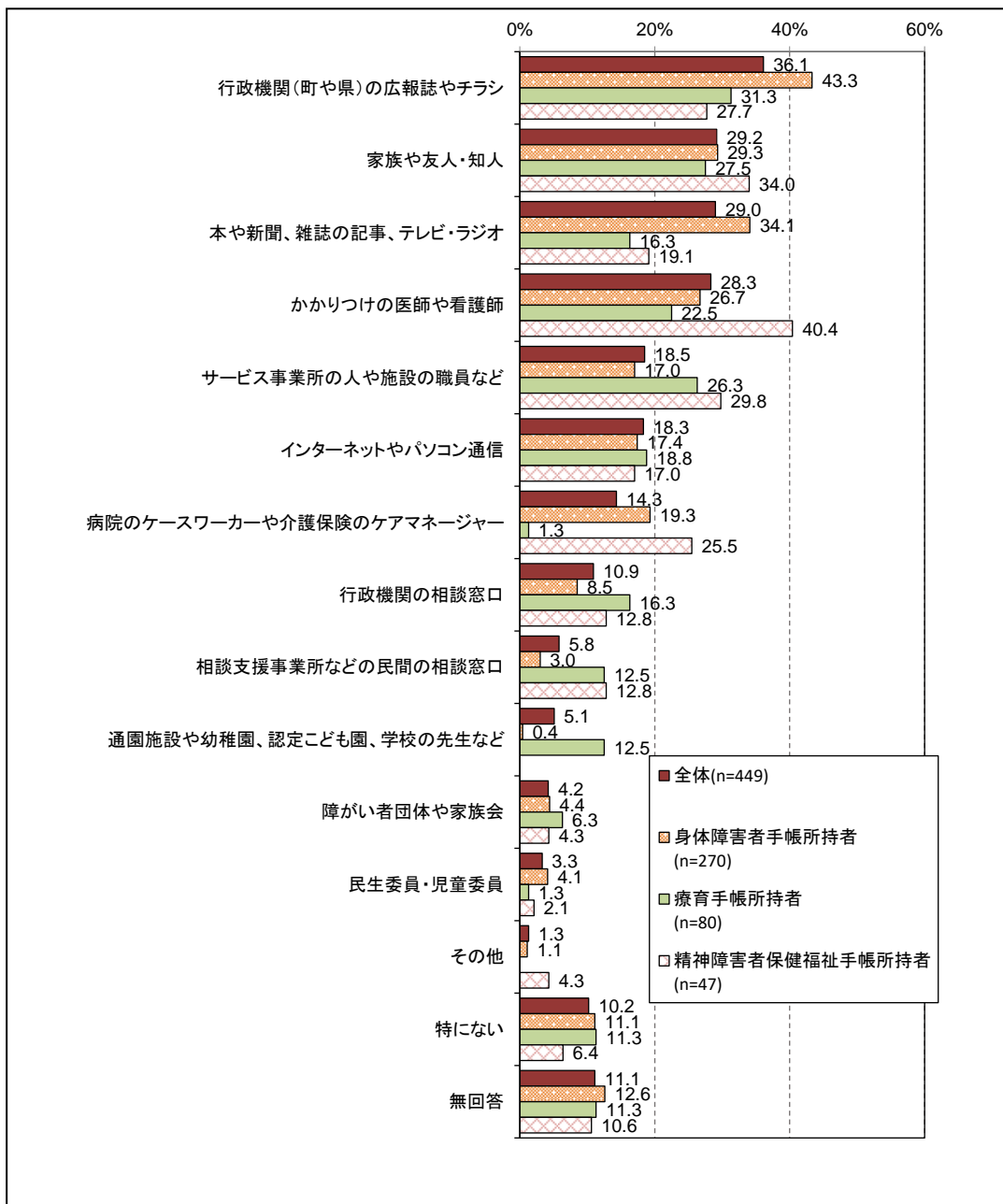


(4) 情報の入手や相談について

⑪ 福祉情報の入手先

情報の入手先については、全体では「行政機関（町や県）の広報誌やチラシ」が36.1%と最も多く、次いで「家族や友人・知人」（29.2%）、「本や新聞、雑誌の記事、テレビ・ラジオ」（29.0%）、「かかりつけの医師や看護師」（28.3%）の順となっています。

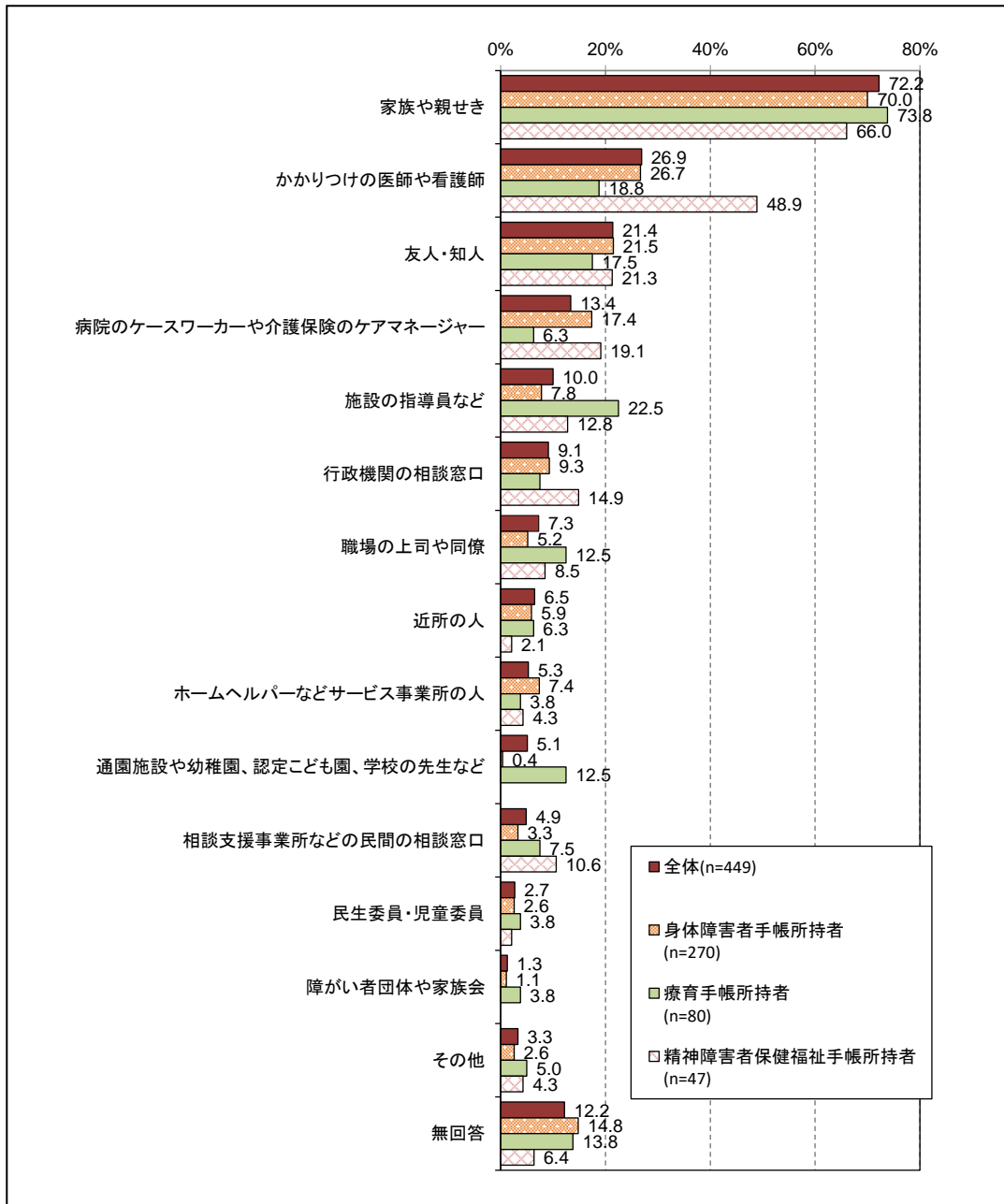
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「行政機関（町や県）の広報誌やチラシ」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」が最も多くなっています。



⑫相談先について

悩みなどの相談相手については、全体では「家族や親せき」が72.2%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」(26.9%)、「友人・知人」(21.4%)の順となっています。

障がい別にみると、どの手帳所持者でも「家族や親せき」が最も多く6割を超えています。

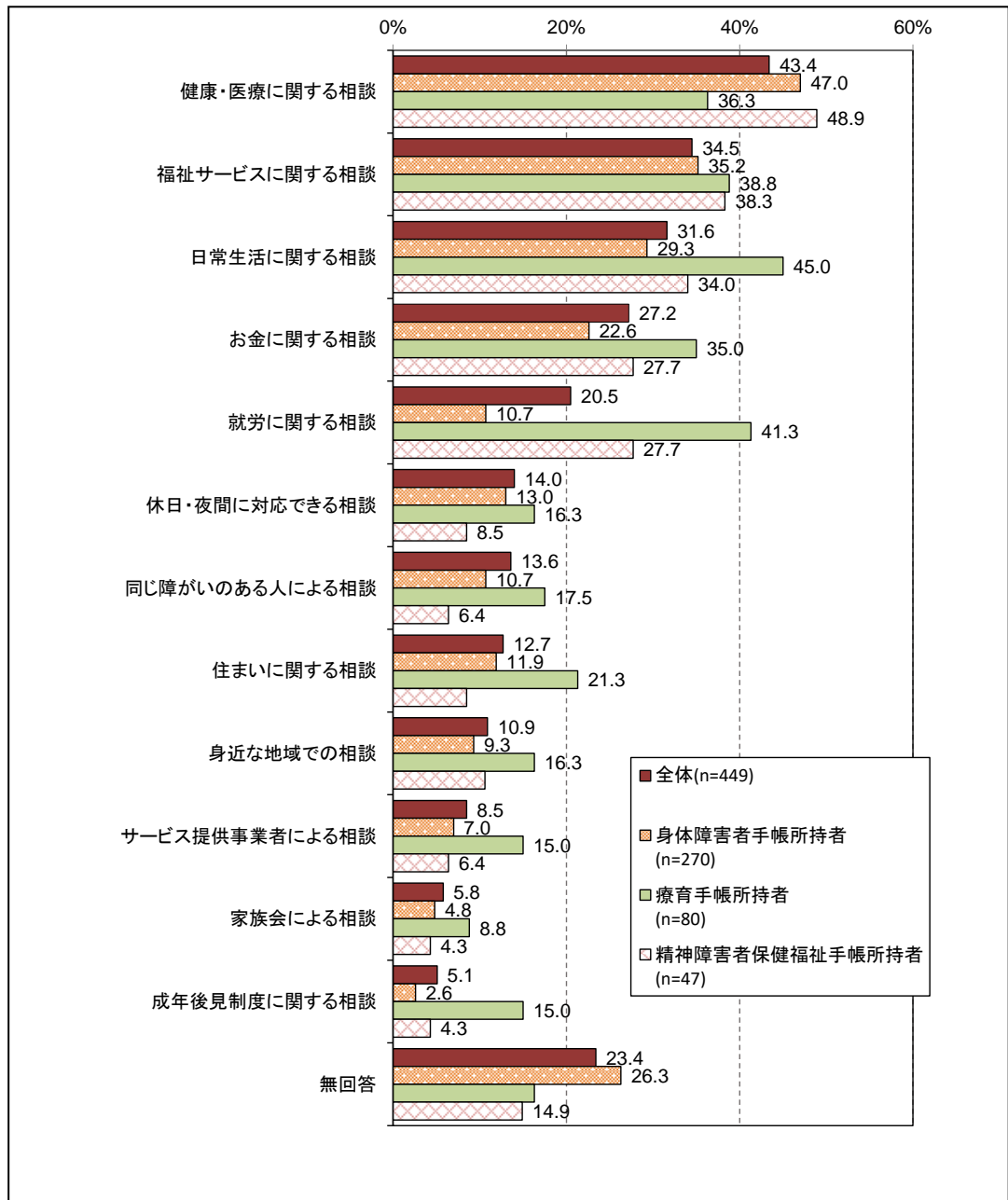




⑬ 充実していくべき相談内容

どのような相談を充実していくべきか尋ねると、全体では「健康・医療に関する相談」が43.4%と最も多く、次いで「福祉サービスに関する相談」(34.5%)、「日常生活に関する相談」(31.6%)と続いています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「健康・医療に関する相談」、療育手帳所持者では「日常生活に関する相談」が最も多くなっています。

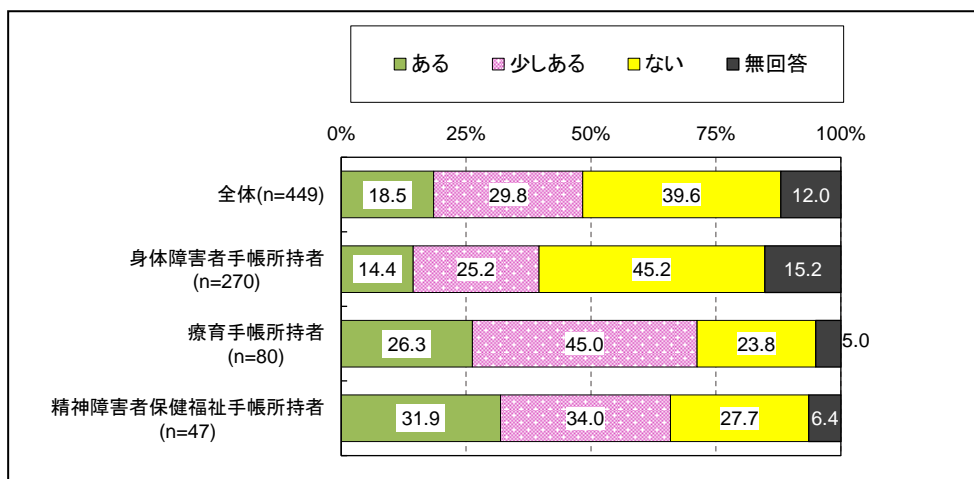


(5) 差別や障がい者への理解について

⑭障がいによる差別の経験

差別や嫌な思いををする(した)ことがあるか尋ねると、全体では18.5%が「ある」、29.8%が「少しある」で、『ある』(「ある」と「少しある」の合計)と答えた割合は48.3%となっています。

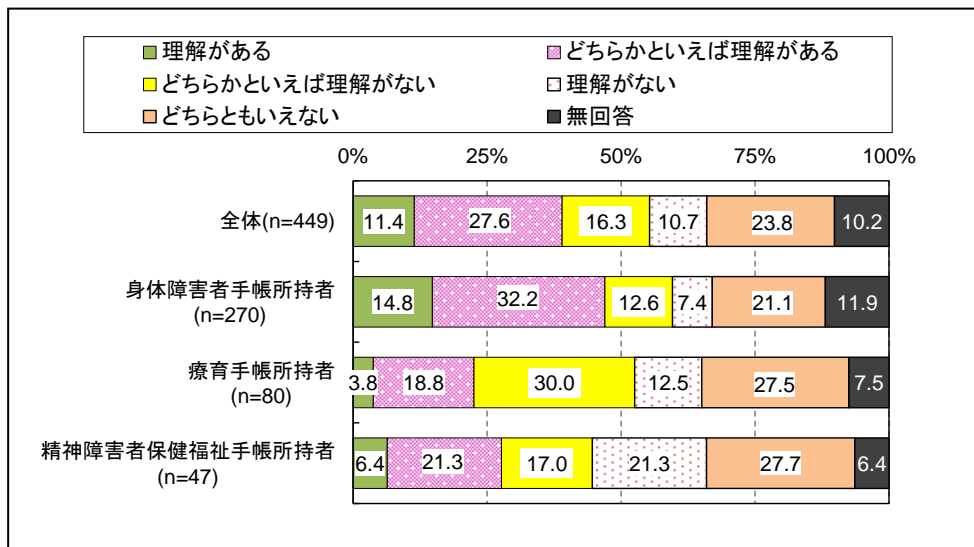
障がい別に『ある』という回答をみると、身体障害者手帳所持者は39.6%、療育手帳所持者では71.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では65.9%となり、療育手帳所持者の割合が最も高くなっています。



⑮障がいへの理解

障がい者に対して理解があると思うか尋ねると、全体では「どちらかといえば理解がある」が27.6%と最も多く、『理解があると思う割合』(「理解がある」と「どちらかといえば理解がある」の合計)は39.0%となっています。なお、10.7%は「理解がない」と回答しています。

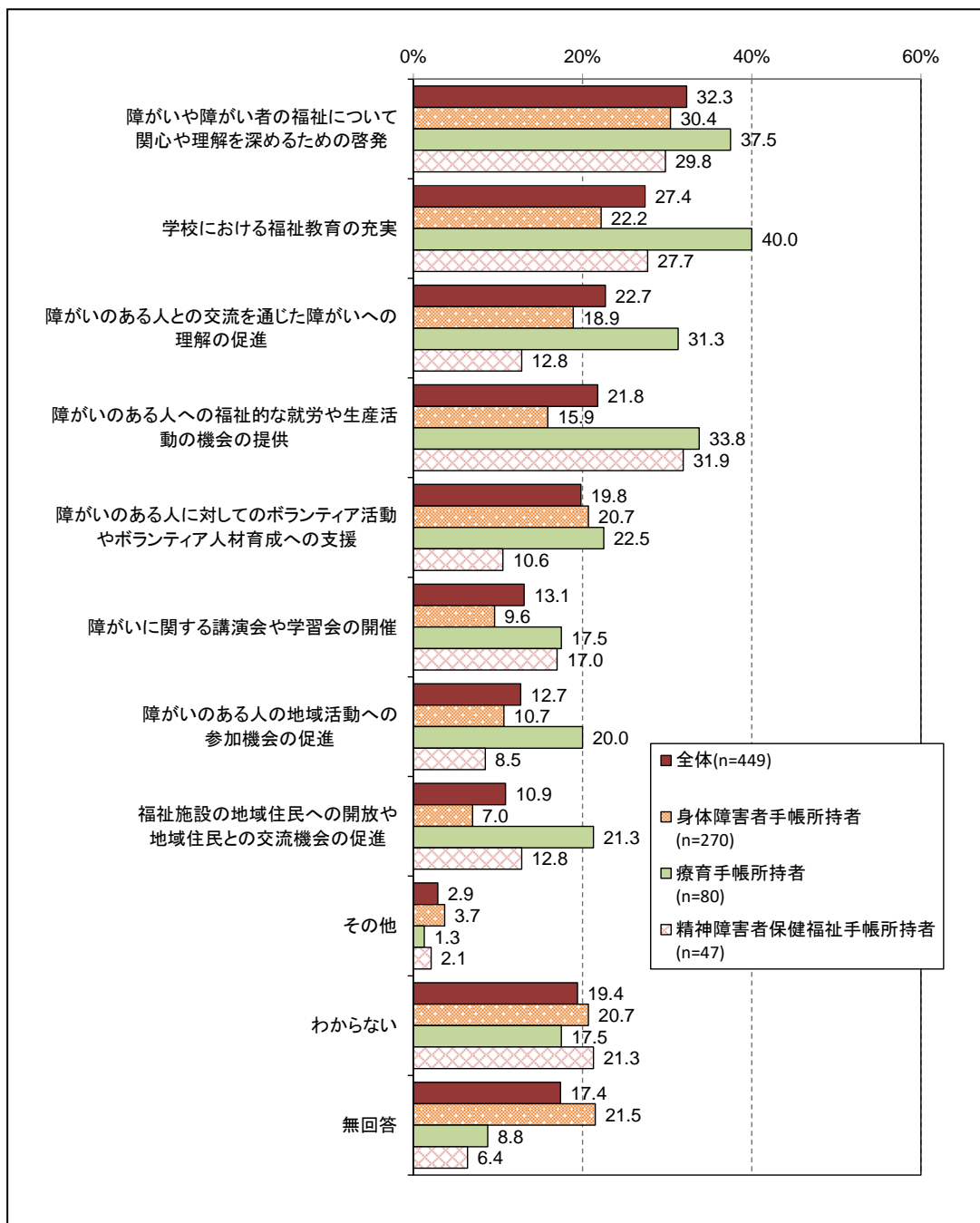
障がい別に『理解があると思う割合』をみると、身体障害者手帳所持者では47.0%、療育手帳所持者では22.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では27.7%となっています。



⑩障がいへの理解を深めるのに必要なこと

障がいに対する町民の理解を深めるため必要なことを尋ねると、全体では「障がいや障がい者の福祉について関心や理解を深めるための啓発」が32.3%と最も多く、次いで「学校における福祉教育の充実」(27.4%)、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」(22.7%)の順となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「障がいや障がい者の福祉について関心や理解を深めるための啓発」、療育手帳所持者では「学校における福祉教育の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が最も多くなっています。

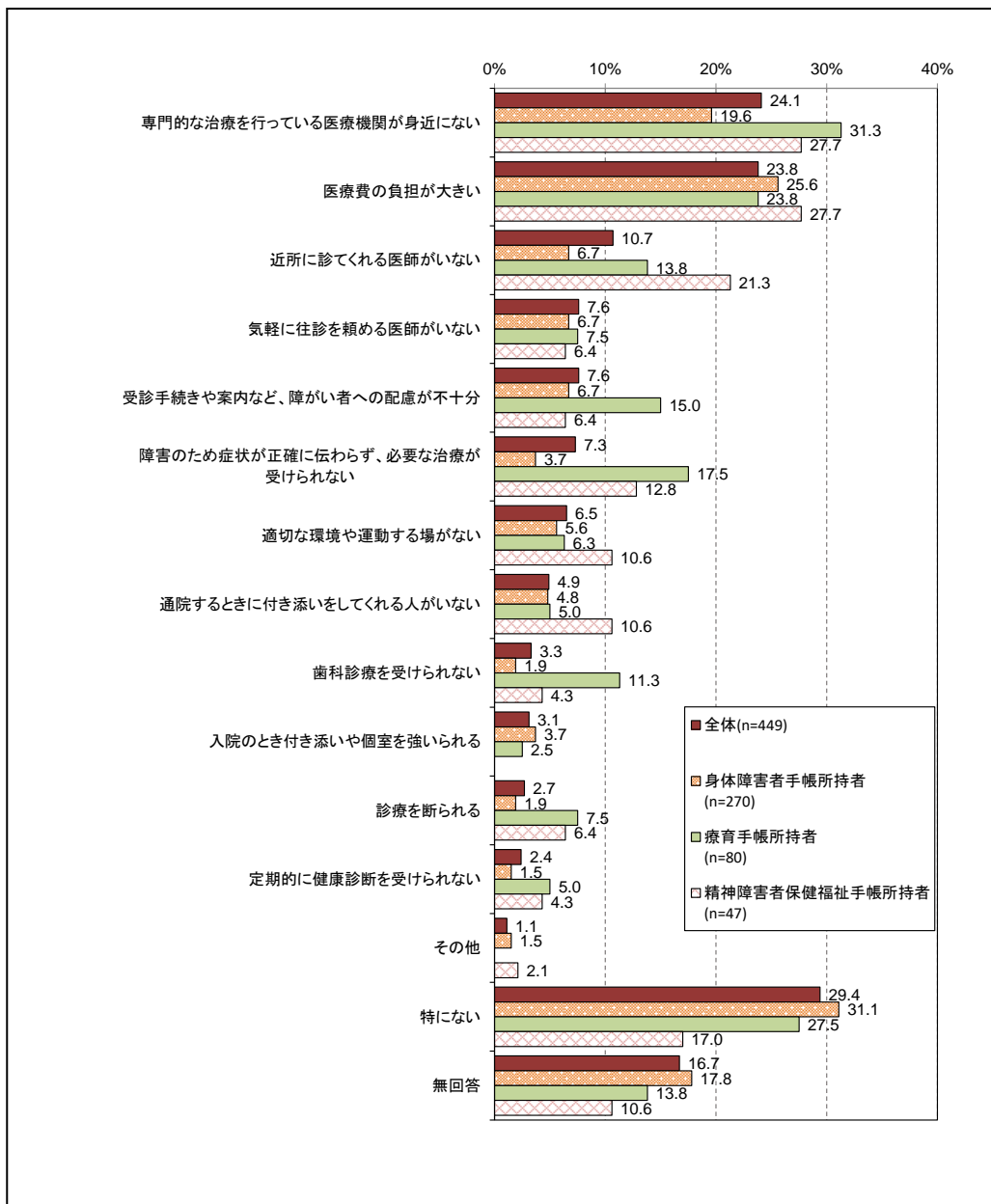


(6) 健康管理について

⑰健康管理で困ること

健康管理において困っていることを尋ねると、全体では「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が24.1%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」(23.8%)、「近所に診てくれる医師がいない」(10.7%)の順となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「医療費の負担が大きい」、療育手帳所持者では「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「医療費の負担が大きい」と「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が同率で最も多くなっています。

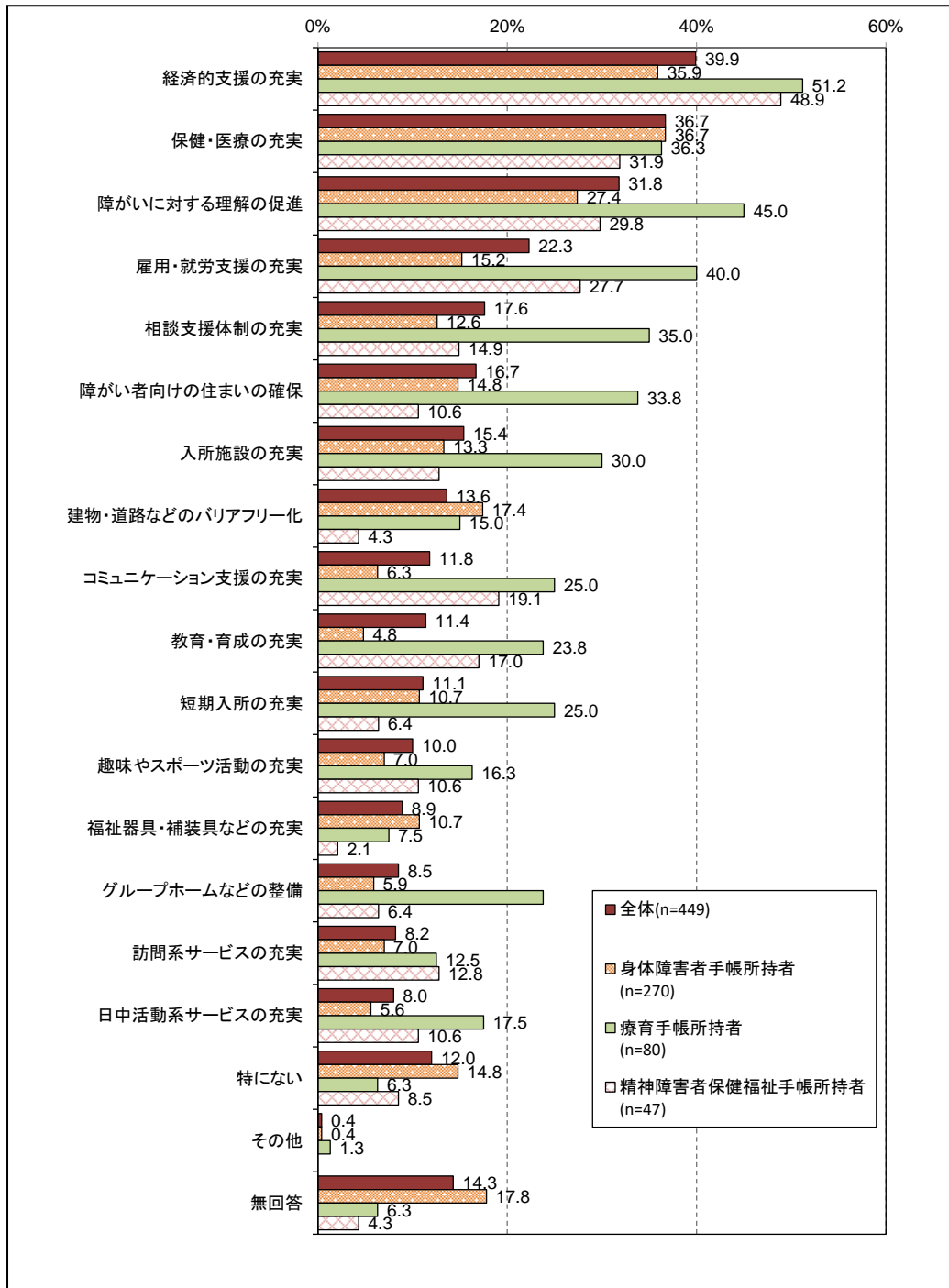


(7) 障がい者施策について

⑱力を入れてほしいと思う障がい者施策

もっと力を入れてほしいと思う障がい者施策については、全体では「経済的支援の充実」が39.9%と最も多く、次いで「保健・医療の充実」(36.7%)、「障がいに対する理解の促進」(31.8%)の順となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「保健・医療の充実」、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的支援の充実」が最も多くなっています。

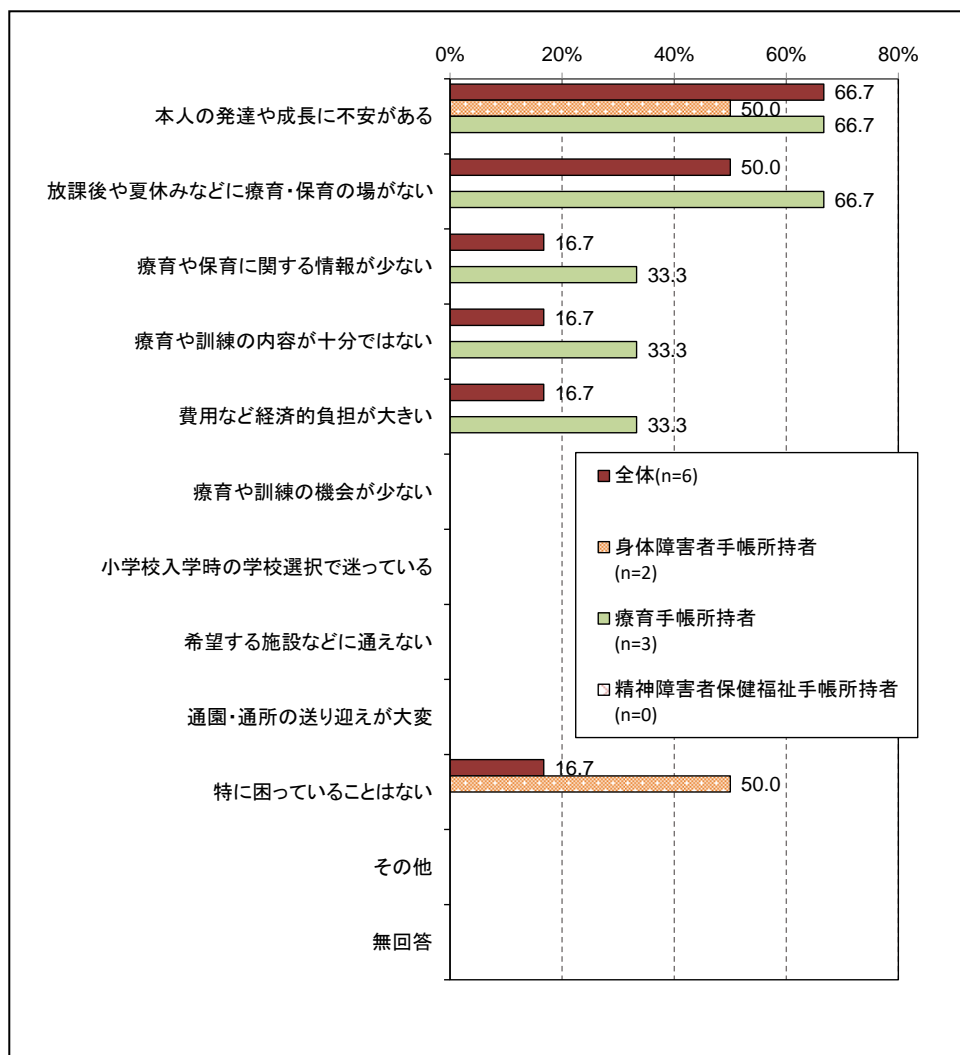


(8) 障がい児支援について

⑭療育、保育について

小学校入学前の障がい児について、療育・保育に関して困っていることを尋ねると、全体では「本人の発達や成長に不安がある」が66.7%と最も多く、次いで「放課後や夏休みなどに療育・保育の場がない」(50.0%)、「療育や保育に関する情報が少ない」、「療育や訓練の内容が十分ではない」、「費用など経済的負担が大きい」(共に16.7%)の順となっています。

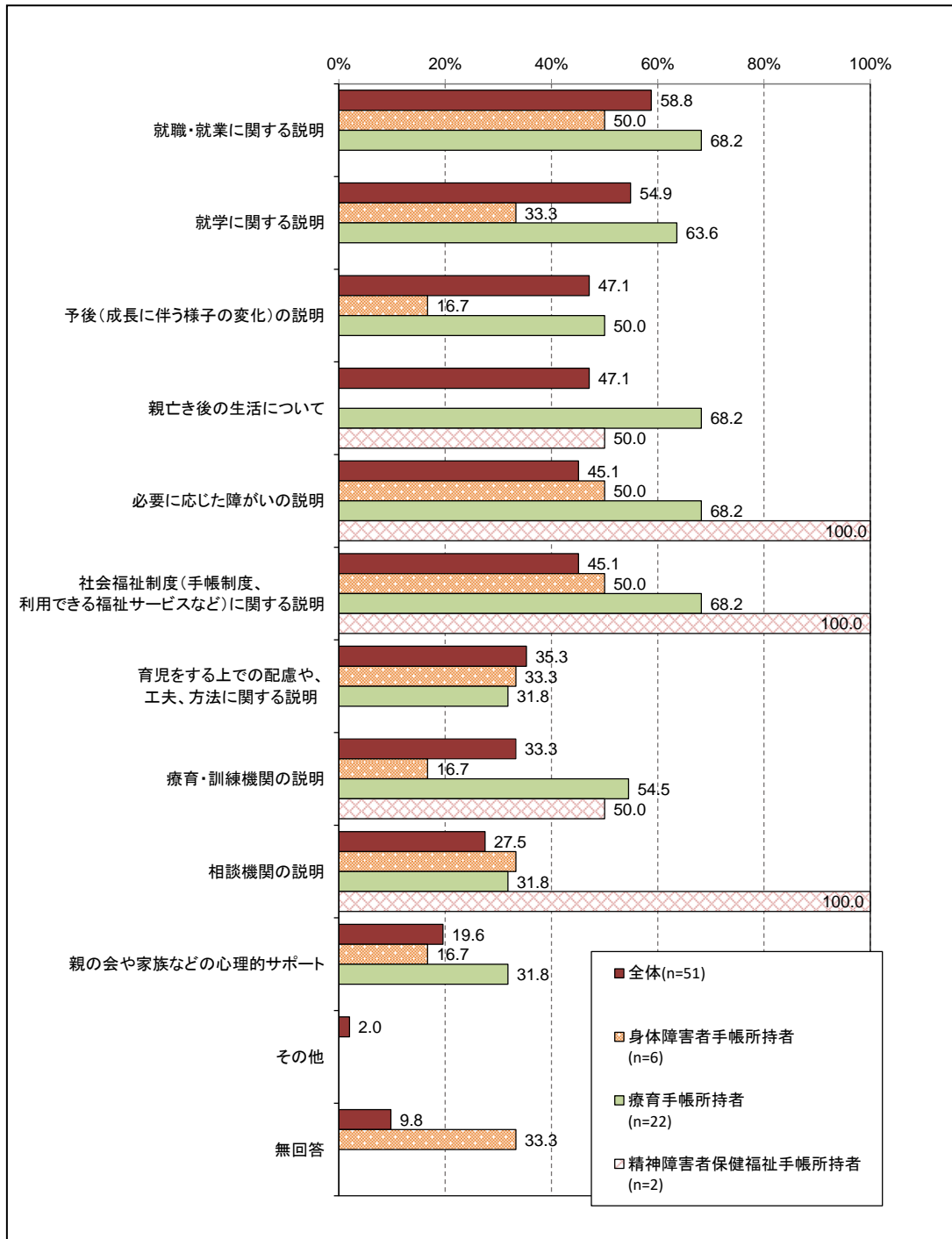
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者については「本人の発達や成長に不安がある」が最も多く、療育手帳所持者については「本人の発達や成長に不安がある」と「放課後や夏休みなどに療育・保育の場がない」が同率と最も多くなっています。



⑩今後の障がい児支援について


今後、障がい児支援についての意向を尋ねると、全体では「就職・就業に関する説明」が58.8%と最も多く、次いで「就学に関する説明」(54.9%)、「予後(成長に伴う様子の変化)の説明」、「親亡き後の生活について」(共に47.1%)の順となっています。

障がい別にみると、どの手帳所持者も「必要に応じた障がいの説明」「社会福祉制度(手帳制度、利用できる福祉サービスなど)に関する説明」が多くなっています。









# **第3章**

## **障がい者計画**



## 第3章 障がい者計画

### 1 基本理念

本計画においても、従来の「加美町第2期障がい者計画」の理念を継承し、以下を基本理念と定めます。

障がいのある人が、  
安心して自分らしい生活が送れ、  
互いに思いやれる地域づくり

障がいのある人も家庭や地域で自分らしさを大切にし、安心して暮らし続けられるよう、地域で自立するための障がい福祉サービスや支援を提供するとともに、必要とされる情報の提供や相談支援体制の整備に努め、誰でも隔たりなく社会参加ができ、支え合える地域づくりを進めます。

## 2 横断的視点

本町は、本計画の基本理念の下、次の4つの視点を各分野に共通する横断的な視点として計画の推進を図ります。

### (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者に係る施策を実施するに当たっては、「障害者権利条約」の理念を尊重するとともに、整合性を確保することが重要です。

また、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン<sup>\*</sup>」を推進する観点から、障がい者を自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がい者が意思決定過程に参画することとし、障がい者の視点を施策に反映させます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施などによる意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

「障害者権利条約」における、考え方に即して障がい者差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ<sup>\*</sup>向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取り組みをより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく必要があります。

また、障がい理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取り組みが行われる必要があります。このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、県や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や住民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

<sup>\*</sup>インクルージョン：「包括的」という意味で、障がい者と健常者を分けないという考え方

<sup>\*</sup>アクセシビリティ：「利用しやすさ」、「便利である」という意味で、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどり着け、利用できること

### (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、障がい者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育・福祉・医療、雇用などの各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があることと障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度などの必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

### (4) 障がい特性などに配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する「障害者権利条約」の理念の下、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がいなどについて、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

## 3 計画の基本目標

基本理念の「障がいのある人が、安心して自分らしい生活が送れ、互いに思いやれる地域づくり」の実現に向けて、以下の3つを基本目標とし、施策・事業の展開を図ります。

### 基本目標1 自分らしい生活を送るための支援体制づくり

社会との関わりの機会を増やして、自分らしく、充実した生活を送ることができるよう、文化芸術・スポーツなどの余暇活動や就労支援などの各種施策の充実を図り、社会参加を推進する体制づくりを進めます。

### 基本目標2 安心して住み続けるための生活環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、保健・医療などのサービス提供体制充実を図り、また、道路など公共施設のバリアフリー化や、災害時に適切な支援が受けられる体制づくりを進め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

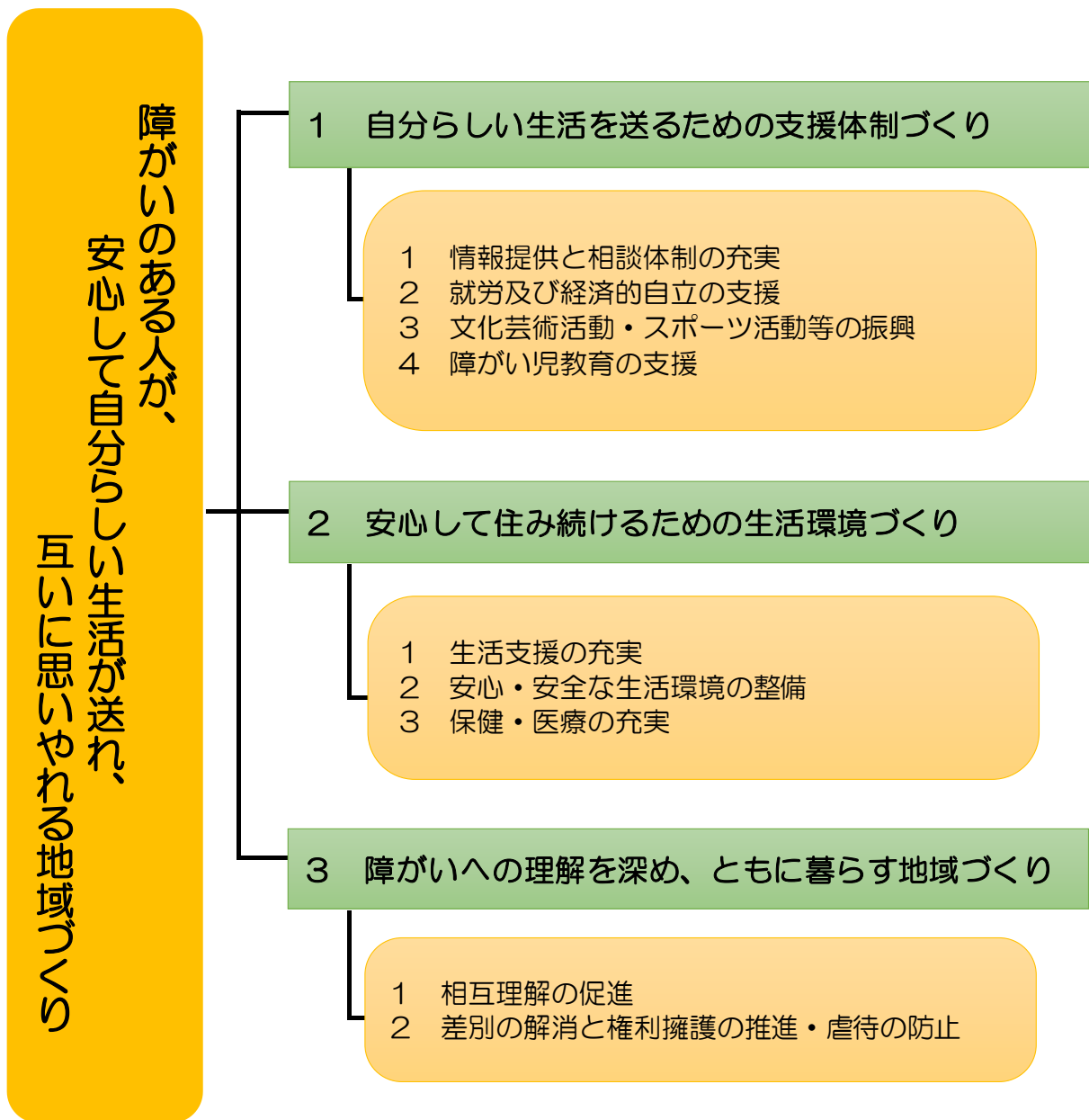
### 基本目標3 障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり

障がいや障がい者への理解促進のため、広報やホームページにより様々な情報を周知、啓発するとともに、イベントや交流活動など障がいのある人とない人の交流の機会を通じ、啓発を行い障がいに対する理解を深め、障がいの有無に関わらず、ともに暮らす地域づくりを進めます。

## 4 計画の体系

■基本理念

■基本目標・基本施策



## 5 施策の展開

### ◆基本目標1 自分らしい生活を送るための支援体制づくり

#### 1 情報提供と相談体制の充実

##### 現状と課題

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器利用の促進、サービスの周知など、様々な取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから利用機会などの格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

アンケート調査によると、情報の入手先については、「行政機関（町や県）の広報誌やチラシ」が36.1%と最も多くなっていることから、分りやすい紙面構成やホームページの音声化など、視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を検討していくことが必要です。

また、情報提供とともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。様々な媒体を活用した継続的な情報提供のほか、手話通訳者などによるコミュニケーション支援の充実に努めています。

障がい者が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉など各種サービスを利用していくためには、それら各種サービスの情報提供、相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。

障がい者ごとに異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要です。

現在、相談窓口は加美町保健福祉課、各福祉センター、地域包括支援センター、地域相談支援センター、社会福祉協議会、医療機関など、地域においては、民生委員児童委員や身体・知的障害者相談員などがその役割を担っており、必要に応じて連携を取りながら活動、支援を行っています。今後も、これらの関係機関や相談員と連携して情報を収集し、関係職員の研修によりその資質の向上を図り、相談支援体制を充実させる必要があります。



## 施策内容

**(1) 情報提供の充実**

- 広報やホームページなどあらゆる機会において、障がいや障がい者についての情報提供の充実を図ります。
- 様々な媒体や機会を通じて積極的に情報提供していくとともに、情報格差に配慮しつつ、パソコン、携帯電話などの活用による情報提供を推進します。
- 障がいのある人が、円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、点訳、朗読、手話、要約筆記などのボランティアの派遣を推進します。

**(2) 相談支援体制の充実**

- 相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めます。
- 各相談窓口と連携し、障がい者の自立や社会参加などの相談に対応できるよう、相談支援の体制づくりに努めます。
- 専門的な相談支援は大崎地域相談支援センター「さてら」及び加美地域相談支援センター「らいと」に委託し、連携して対応します。
- 障がいのある人の相談支援に取り組み、多様なニーズに対応できるよう町内外施設などの情報提供や相談機能の充実を図ります。

**(3) 人材の育成**

- 障がい者の地域生活を支えるため、専門知識と技術を備えた人材の育成・確保に努めます。
- 地域で生活する障がい者のニーズに対応できるよう、身体・知的障害者相談員や民生委員児童委員の相談会を開催し、専門資質の向上に努めます。

## 2 就労及び経済的自立の支援

### 現状と課題

障がい者が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであることから、就労と生活の総合的な支援が必要です。

職場適応への支援については、障がい福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種サービスの活用を促進しながら、近隣市町村を含めた障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

また、障がい者の就職後の悩みに関する相談などを受け付け、職場環境の改善と職場への定着率を高めていくことが今後一層大切となってきます。

本計画策定に係るアンケート調査によると、「障がいのある人が働くために必要なこと」では、「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」などがあげられており、他の従業員や上司の障がいへの理解やコミュニケーションの取り方など、雇用する企業側の体制を整備していくことも重要です。

さらに、障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、宮城障害者職業センターや公共職業安定所などの関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努め、障がい者の能力や障がいの種類や程度に応じた職業訓練などの機会を拡充・充実させる必要があります。

福祉的就労については、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として重要な役割を果たしています。平成25年4月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設などからの優先的な物品などの調達の推進を図るなど、福祉的就労の場の安定的な施設運営に向けた支援に努める必要があります。

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障を充実していく必要があります。

この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金などの年金や特別障害者手当などの各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。受給資格を有する障がい者が、制度への理解が十分でないことにより、障害基礎年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む必要があります。

## 施策内容

**(1) 啓発活動の推進**

- 古川公共職業安定所（ハローワーク古川）などの関係機関と連携し、障がい者雇用の促進を図るため、企業への制度活用を含めた啓発活動を推進します。
- ハローワークなどとの連携を強化し、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度などに対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備などの啓発に努めます。

**(2) 就労のための情報提供と支援**

- 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター「Link」など相談窓口と連携し、就労支援から就労後のフォローまで、一貫した相談・助言体制の充実を図ります。
- 障がいのある人の一般就労については、宮城障害者職業センターと連携したジョブコーチ（職場適応援助者）の利用や知的障害者職親委託制度の活用、ケース会議を行い、多様な働き方の支援の充実努めます。
- 就職を希望する障がい者には、障がいの種類、程度及び本人の要求に対応した的確な指導、職業紹介を行うため、相談支援において公共職業安定所や障害者職業センターなどの職業安定機関への紹介を推進します。
- 障がいのある人の経済面の自立を促進するため、障がい者就労施設からの受注拡大を図るなど、障害者優先調達推進法に基づく取り組みとして本町における優先受注の促進に努めます。

**(3) 経済的自立の支援**

- 障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種制度及び障害者手帳による優遇措置について周知を図ります。
- 障がい者の自立や社会参加を推進するため、自動車税などの減免、各種運賃割引などさまざまな制度について、普及・啓発を図ります。

### 3 文化芸術活動・スポーツ活動などの振興

#### 現状と課題

障がい者の文化芸術活動及びスポーツ・レクリエーションなどの余暇活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。

障がい者にとって文化芸術活動は、単に趣味として生活に潤いを持たせるだけでなく、自身の教養を高め、自己の存在を社会にアピールするための有効な手段でもあり、美術や音楽などにおいては、障がい者がその個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されてきています。

また、スポーツ・レクリエーションは体力の維持・増進や残存能力の向上のほか、障がいのある人とない人とが交流することにより、お互いに理解と認識を深めることにも大きな役割を果たしています。さらに、障がい者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものであるとの考え方が広がってきており、パラリンピックなどの種目となる競技性の高い障がい者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。

障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽にスポーツや文化芸術活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、その活動に対して、どのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

#### 施策内容

##### (1) 余暇活動の推進

- 発表会や展示会の実施など、障がい者による文化芸術活動の支援をするとともに、発表の場の確保、広報啓発に努めます。
- 身体障害者福祉協会など関係団体との連携のもとに、障がい者レクリエーション大会を定期的で開催します。
- 障がい者団体や関係機関と連携し、スポーツ活動の実施や文化芸術活動、地域活動への参加促進に努めるとともに、町内の施設の有効活用を図ります。
- スポーツを通じて社会参加の機会拡大を図るため、各種スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。
- 地域で取り組んでいるレクリエーション活動に、障がい者が気軽に参加できる機会の拡充を図るとともに、障がい者によるレクリエーション活動を支援します。

## 4 障がい児教育の支援

### 現状と課題

障がい児の教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい児が合理的配慮を含む必要な支援の下、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>を推進していく必要があります。

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

また、障がいのある子どもが、できる限り障がいのない子どもと共に育ち、障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の実現に向けては、特別支援教育<sup>\*</sup>の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある児童・生徒が学校生活に支障がないよう、教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や情報通信技術（ICT）を取り入れた支援機器の活用を促進し、学校施設においては、バリアフリーに配慮した施設整備などの充実が必要です。

---

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重などを強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※特別支援教育：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

施策内容

(1) 障がい児の生活支援の充実

- 障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な療育を受けられるよう、医療、教育、行政などの各機関の連携や情報の共有化を図りながら療育体制を整備します。
- 障がいのある子どもの保護者や家族などの相談に応じ、多様なニーズに対応できるよう必要な情報提供や助言など相談支援の充実に努めます。
- 障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、母子保健事業や保育所・こども園などとの連携を強化し、障がい児の保護者への療育、教育・就学などに関する情報提供の充実に努めます。
- 放課後や長期休業時の学校外での活動の場（放課後児童クラブ）や障がいを持つ親子同士の交流の場など地域の実情を踏まえて活動・交流の場の確保について検討します。

(2) 就学支援の充実

- 日常的な教育相談の充実に努め、多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を推進する観点から、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。
- 障がい児の卒業後の進路に関して、進学に関する相談支援の充実に努めるとともに、障がい児が自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や一般企業などと十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。
- 教職員の資質向上のため、障がい児担当者研修などの一層の充実に努め、一人ひとりの能力や個性に応じた支援に努めます。
- 障がい児が可能な限り保護者の望む保育所、こども園に入れるよう、施設定員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、障がい児の発達が促進されるよう保育内容などの充実に努めます。

## ◆基本目標2 安心して住み続けるための生活環境づくり

### 1 生活支援の充実

#### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、それぞれの役割と責任を持って、ともに地域の一員として生活できる地域社会を実現していくためには、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組んで行くことが必要です。

障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。そのためには、地域で生活するために様々な訓練が必要な方のための「自立訓練」、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための「就労継続支援」や「就労移行支援」の確保、就労定着に向けた支援を行う新たなサービス「就労定着支援」の実施、また、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなくできるよう「居宅介護」や「行動援護」などの在宅サービスが必要に応じて受けられる体制が整っていることが重要です。

今後とも、県や近隣市町村、サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努め、また、サービスの量的な確保だけでなく、障がい特性に配慮した十分な対応ができるようサービスの質的向上を図る必要があります。

また、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。

町営住宅などの建て替えに際しては、障がい者が利用しやすいように、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進しています。

また、障がい者の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や制度を利用するための支援を推進していく必要があります。

施策内容

### (1) 障がい福祉サービスの充実

- 加美町障害者自立支援協議会や大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議において、障がい者の現状や問題を把握し、充実した障がい福祉サービスの提供に努めます。
- 障がいの重度化や障がいのある人への対応ができるよう、必要な人へのケアマネジメントを実施し、個別のサービスなど利用計画の作成から包括的なサービス提供に努めます。
- 福祉施設入所などから地域生活へ移行することが可能な障がい者については、関係機関とグループホームなどの社会基盤の整備について協議・検討しながら、障がい者の在宅生活を支援します。
- 障がい者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、移動支援事業などの地域生活支援事業を推進します。

### (2) 住まいの確保

- 重度の障がいのある人の在宅生活の支援として、住宅改修費の助成制度について周知を図ります。
- 障がい者の地域での生活の場となるグループホームの整備について検討し、必要に応じてサービス提供事業者の参入を促します。
- 町営住宅など既存の公的住宅のバリアフリー化を図り、障がいに配慮した住宅の確保を計画的に進めていきます。

### (3) 地域共生社会の実現

- 「地域包括ケアシステム」を深化させて、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者などを包含して支える「丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。
- 障がいのある人への横断的な支援を行うべく、それぞれ相談支援の中核となる各種関係機関などとの連携及び地域連携ネットワークづくりなど、包括的な相談支援体制の構築と多様なサービス提供のあり方について検討していきます。



## 2 安心・安全な生活環境の整備

### 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るためには、建築物、公共交通機関、住環境などが障がい者にとって利用しやすい環境であることが求められます。

アンケート調査によると、「外出時に困ること」では、「公共交通機関が少ない」が最も多く、「外出先の建物の設備が不便」との回答もあることから、公共交通機関の利便性の向上とともに、バリアフリー化を推進していくことも重要です。

誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた総合的かつ効果的な福祉の街づくりを進める必要があります。

近年、全国各地で地震や台風による土砂災害、河川の決壊などの大規模災害が多く発生しています。災害発生時に、被災の影響を最小限にとどめるためには、情報の伝達や避難誘導などを迅速かつ的確に行うほか、避難先での生活においては、個々の状態に応じた配慮が必要です。

アンケート調査によると、「災害時に一人で避難できるか」では、25.2%が「できない」と回答しています。

「加美町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、自力では避難できない障がい者や高齢者などの「災害時避難行動要援護者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供などが迅速かつ的確にできるように防災体制の充実を図り、災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けることができるよう、福祉施設・医療機関などにおける災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関などとの広域的なネットワークの形成に取り組む必要があります。

防犯については、防犯知識の周知徹底や犯罪情報の提供に努めるとともに、行政、警察や社会福祉施設、地域との連携により防犯活動を促進していくことが重要です。

また、消費者被害の防止や被害からの救済については、必要な情報提供を行うとともに、町や消費生活センターなどにおける、相談体制の充実に努める必要があります。

その他、障がい者自身に対しては、防犯教室などの防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発・広報活動を推進し、防犯知識の普及啓発に努める必要があります。

施策内容

### (1) バリアフリーのまちづくりの推進

- バリアフリーへの理解を深めるための普及・啓発に努めます。
- 障がい者の在宅生活が可能となるよう住宅改修を促進する観点から、住宅改造改修費助成などの周知及び制度の充実を図ります。
- 公共施設などの改修及び歩道などのバリアフリー化を進めます。また、ユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。
- 障がい者の社会参加を支援するため、町内の障がい者トイレなど障がい者の利用しやすい施設の情報を既存の商業・観光・防災マップなどに加え周知拡大を図ります。

### (2) 防災対策の推進

- 「加美町防災計画」に基づき、災害時に障がい者が迅速かつ確実に避難できる支援体制づくりに努めます。
- 避難行動要支援者登録制度<sup>\*</sup>の実施により、地域における障がいのある人などの避難行動要支援者情報の把握を行うとともに、医療機関や相談支援事業所、自主防災組織との情報の共有化に努め、地域での見守りや災害時における支援体制づくりを推進します。
- 社会福祉施設や医療機関などと連携し、災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けることができるよう支援体制の構築に努めます。

### (3) 防犯対策の推進

- 関係機関との連携のもとに「安心・安全パトロール」など地域の防犯活動の一層の推進に努めます。
- 障がい者が犯罪に巻き込まれないよう、警察や民生委員・児童委員、社会福祉施設と連携し、地域における見守り体制の充実に努めます。
- 防犯協会と連携した啓発活動を通じて、障がいのある人などが犯罪に巻き込まれないよう防犯活動を推進します。

---

<sup>\*</sup>避難行動要支援者登録制度：地震や風水害などの災害が起こったとき、自力で避難することが困難な人を支援するために、事前登録を行う制度。

### 3 保健・医療の充実

#### 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、適切な保健・医療、リハビリテーション、あるいは看護・介護サービスを受けることができる一貫したサービス提供体制の整備が必要です。

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、社会参加を促進するためにも不可欠です。特に、障がいの早期発見、障がいの重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩などにより、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護などに対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。

医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割のなかで障がい者一人ひとりのニーズに合った医療及びリハビリテーションの充実に努めていくことが必要です。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り地域において医療の提供や支援できる体制を確保していく必要があります。今後は、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組の充実を図るため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

また、国では、平成28年3月「自殺対策基本法」が改正されています。自殺の背景には、うつ病などの心の病気があることも指摘されていることから、うつ病の方々が早期に気づき、専門的な医療機関にかかることができるよう、心の健康に対する普及・啓発や職場のメンタルヘルス対策などによるうつ病の早期発見など、精神保健福祉に対する施策の充実も必要です。

また、原因が不明で治療方法が確立されていない難病は、療養が長期にわたるため、患者及び家族は医療、生活面さらに精神的に様々な悩みを抱えて生活しています。

各種医療機関などとの連携を図り、症状や生活環境に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

施策内容

(1) 医療とリハビリテーションの充実

- 医療への多様なニーズに対応できるよう、専門機関が連携し、医療・保健・リハビリテーション体制の充実に努めます。
- 症状や状態に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーションなどが適切に受けられるよう、町内の医療機関、周辺市町村及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。
- 現在実施している心身障害者医療費や自立支援医療の助成制度について、周知に努めます。
- 難病患者などに対する障がい福祉サービスが、難病などの特性に配慮し適切に提供されるよう理解と協力の促進を図ります。

(2) 精神保健福祉事業の推進

- 広報や地域との交流会、町のイベントなどを通して、精神障がい者に関する正しい知識の啓発に努めます
- 保健所・医療機関・関係機関と連携し、身近に相談できる環境づくりや自殺やうつ病に関する相談体制の充実に努めます。
- 保健所、医療機関、相談支援事業所などと連携を密にしながら、専門的な相談体制の整備・充実に努めます。

(3) 障がいの原因となる疾病などの予防

- 重度の障がいの原因となる脳血管疾患などの生活習慣病にかからないための健康教育や健康相談の充実に努め、健康づくりを推進します。
- 学校保健及び生涯学習との連携を図りながら思春期、青年期における健康意識の啓発に努めます。

## ◆基本目標3 障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり

### 1 相互理解の促進

#### 現状と課題

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、町民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めることが必要です。町では、様々な広報・啓発活動を進めてきましたが、依然として障がい者を特別な存在として特別視したり偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。

アンケート調査によると、障がい者に対して理解があると思うかは、10.7%が「理解がない」、16.3%が「どちらかという理解がない」と回答しています。

障がいや障がい者に対する誤った認識は、誤解や偏見を生み、障がい者の自立や就労、社会参加などを行う上で大きな阻害要因となることから、町民の障がいや障がい者に対する理解を深め、様々な障がいの特性と、それぞれの障がいに応じた配慮の仕方等を理解することが重要です。

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めていくためには、子どものころから一人ひとりの心の中に優しさを育て、みんながお互いに相手に対する思いやりやいたわりの気持ちを持てるよう、子どものころから障がい者とふれ合うことや障がい者に対する理解を促進する場の提供、幼児教育や学校教育の中での福祉教育を推進していく必要があります。

今後も、様々な広報手段を活用して啓発・広報活動を充実するとともに、障がい者との交流を図り、相互理解を促進していくため、行政はもとより社会福祉協議会、関連団体と連携した活動を推進し、障がい者についての正しい理解や認識を広めていく必要があります。

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、地域のボランティア活動が重要な役割を果たしています。障がい者を対象としたボランティア活動は、障がい者にとって単に日常生活上のサポートにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義です。

障がい者に対する理解や認識を深めるためにも、町民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに今後は、社会参加の一環として障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。

施策内容

(1) 広報・啓発活動の推進

- 広報やホームページその他様々な機会を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めてもらえるよう、情報提供を充実します。
- 町民や民生委員児童委員などを対象とした講演会や研修会の開催を図るとともに、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろうなどの障がいや障がい者の理解について広報・啓発活動を行います。
- 障がいのある人の福祉サービス利用について、町内外を問わず利用しやすい環境づくりをつくるために、地域住民や関係機関へのサービス利用の広報周知を図るとともに、障がいの理解の啓発活動を推進します。
- 障がいのある人同士やその保護者など当事者の自発的な活動ができるよう、交流の場の確保などインフォーマルな活動の支援を図ります。

(2) 福祉に関する教育の推進

- 学校や地域社会における福祉教育などを通し、障がいへの理解を深めます。
- 家庭、学校、地域社会などにおいて福祉の心を育む教育を進めます。また、各種福祉関係の行事などを通じて福祉の意識の啓発に努めます。
- 健康まつりや福祉まつりなど町のイベントに、障がい者が積極的に参加できるよう支援するとともに、地域で福祉を支える福祉意識の高揚を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、小・中学校や地域団体などでのキャップハンディ体験事業を通し、福祉教育の推進に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

- 障がいの特性を理解した福祉ボランティアを育成し、実践的活動を促進します。
- ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先などの周知を図るなどボランティアに対する広報活動の充実を図ります。
- 町民にボランティア意識の啓発を図るとともに、各種ボランティア団体や社会福祉協議会など関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めてボランティア活動への積極的な参加を促します。

## 2 差別の解消と権利擁護の推進・虐待の防止

### 現状と課題

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

アンケート調査によると、「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」の問いに対し、18.5%が「ある」、29.8%が「少しある」と回答しています。

今後も共生社会の実現に向け、すべての町民が障がいや障がい者について理解し、障がいを理由とする差別の解消に関する取り組みをより一層推進する必要があります。

平成24年10月1日に障がい者を対象とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、この法律では、障がい者への暴力や正当な理由のない拘束、財産の不当処分などを禁じ、家庭や福祉施設、職場で虐待行為を見つけた人には通報を義務づけています。

町では、パンフレットなどで周知に努めていますが、まだ十分とは言えず、今後とも積極的な広報・啓発活動を行っていく必要があります。

また、地域生活を進めていく上で、判断能力やコミュニケーション能力が十分でないために、自らの意思を適切に表現できない知的・精神障がい者などは、サービスの利用や財産管理などで、生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、障がい者の権利や財産などを守るための支援が必要です。

障がい者の権利を擁護する仕組みとしては、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」などがありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだ低く利用者も少ない状況にあります。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知度は、全体では35.2%が「名前も内容も知らない」、33.2%が「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答し6割以上が知らないと回答しています。

今後、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知していく必要があります。

施策内容

(1) 権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業など障がい者の権利を守る制度の情報提供と制度の活用の促進に努めます。
- 町広報紙やパンフレットなどにより、障害者虐待防止法についての情報提供に努めます。また、障害者虐待防止法の適切な運用の基に、障がい者の虐待防止に関する相談などの支援を推進します。
- 障がい者などに対する虐待が行われることのないよう関係機関と連携し、虐待の未然防止に努めます。
- 成年後見制度利用促進事業、障がい者虐待相談などの事業や社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業など、関係機関が行う施策と連携して実施します。
- 知的障がいや精神障がい、認知症の方などが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、金銭管理や生活、医療などに関する契約・諸手続を、町民の立場で行う、市民後見事業を推進し、市民後見人の養成を行っていきます。

(2) 差別の解消

- 町広報紙やパンフレットなどにより、障害者差別解消法についての情報提供に努めます。また、障害者差別解消法の適切な運用の基に、障がい者の差別解消に関する相談などの支援を推進します。
- 関係機関や団体と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めます。



## **第4章**

**障がい福祉計画・  
障がい児福祉計画**



## 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定します。第6期計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。障がい児福祉計画とは、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30（2018）年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第2期計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。

### 2 基本的理念

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる基本的理念に配慮し、今後の障がい福祉施策を推進していきます。

#### （1）障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスなど及び障がい児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

#### （2）障がい福祉サービスの一元的な実施

町を主体とした身近な実施主体において障がい福祉サービスを実施するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと種別ごとに分かれていた制度を、難病患者なども対象として一元的に実施し、サービスの充実を図ります。

### (3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援などの充実を図るとともに、人工呼吸器他医療を要する状態の障がい児が保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの支援を円滑に受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を進めます。

### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスなどを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報など、関係者が協力して取り組みます。

### (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえる必要があります。そのため、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者などの読書環境の整備を計画的に推進します。

### 3 基本的な考え方

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に推進していきます。

#### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- ①地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者などへの日中活動系サービスの保障
- ③グループホームなどの充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行などの推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

#### (2) 相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者などに対する支援
- ④協議会の設置など

#### (3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④重症心身障がい、行動障がい、高次脳機能障がいなどの特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

## 4 前期計画の目標達成状況

### (1) 福祉施設入所者の地域生活移行

令和2年3月末時点での施設入所者は28人、計画期間中の地域生活移行者数は1人となっており、令和2年度末までの地域生活移行者数及び削減者数ともに達成は厳しい状況です。

#### ◆施設入所者の地域生活移行の達成状況

目標1		福祉施設入所者の地域生活への移行
平成28年度末実績	平成28年度末時点の入所者数	29人
見込み	令和2年度末の施設入所者数	26人
目標値	令和2年度末までの地域生活移行者数	3人
目標値	令和2年度末までの削減者数	3人
実績値	令和2年度末の施設入所者数見込み	28人
実績値	計画期間中の地域生活移行者数見込み	1人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、町単独での設置は困難なため宮城県北部保健福祉事務所を中心に近隣市町と共に圏域で連携して検討しています。

#### ◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標2		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置	複数
実績値	保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置	圏域で検討

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については町内に1カ所の面的整備をめざし加美町障害者自立支援協議会の中で継続して協議しており、拠点に期待される5つの機能（相談機能、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のうち、特に「相談機能」と「緊急時の受け入れ・対応」について重点的に検討しています。

#### ◆地域生活支援拠点等の整備

目標3 地域生活支援拠点等の整備		
目標値	令和2年度末までに整備	単独
実績値	令和2年度末までに整備	検討中

(4) 福祉施設から一般就労への移行

令和2年度の年間一般就労移行者数見込みは2人となっており、目標達成は厳しい状況です。

就労移行支援事業の利用者数は令和2年3月末時点で2人の利用があり、目標を達成できない見込みです。

就労定着支援事業の利用者数は令和2年3月末時点で実績がありません。

◆福祉施設から一般就労への移行の達成状況

目標4 福祉施設から一般就労への移行		
平成28年度実績	平成28年度現在の年間一般就労移行者数	4人
平成28年度末実績	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	5人
平成28年度実績	平成28年度において就労移行支援事業を実施している事業所数	1事業所
目標値	令和2年度の年間一般就労移行者数	3人
目標値	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	7人
目標値	令和2年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の事業所数	1事業所
目標値	令和1年度の就労定着支援による職場定着率	50%
目標値	令和2年度の就労定着支援による職場定着率	80%
実績値	令和2年度の年間一般就労移行者数見込み	2人
実績値	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者見込み	2人
実績値	令和2年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の事業所数見込み	町内になし
実績値	令和1年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	利用実績なし
実績値	令和2年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率見込み	利用実績なし



## (5) 障がい児支援の提供体制の整備など

児童発達支援センターについては、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設で、大崎圏域内の「大崎広域ほなみ園」に設置されており、大崎地域広域行政事務組合構成市町の担当者会議などで協議しながら機能強化に向けて取り組んできました。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、大崎圏域内に2ヶ所整備されている状況です。

主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保については、町内に放課後等デイサービス事業所が1ヶ所開設されました。

医療的ケア児に対する支援については町単独ではなく大崎圏域内で協議しておりますが、関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置も含めて今後も継続して検討していきます。

◆障がい児支援の提供体制の整備などの達成状況

目標5 障がい児支援の提供体制の整備など		
目標値	令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置	1か所
目標値	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1か所
目標値	令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	1か所
目標値	医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所
目標値	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人
実績値	令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置	圏域に1か所
実績値	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	圏域に2か所
実績値	令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	1か所
実績値	医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置	検討中
実績値	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	検討中

## 5 本計画の数値目標の設定

第6期計画では、第5期の実績を振り返った上で、本町の実情などを踏まえ、令和5年度末までの数値目標を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の地域生活への移行の促進に努めます。

#### ●国の基本方針

- 令和1年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- 令和1年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

本町では、地域の実情を踏まえ、入所者数の削減目標を1人、地域生活移行者数の目標を1人と設定します。

#### ◆施設入所者の地域生活への移行

目標1 施設入所者の地域生活への移行		
令和1年度末実績	令和元年度末時点の入所者数 (A)	28人
見込み	令和5年度末の施設入所者数 (B)	27人
★目標値	令和5年度末までの削減見込 (A-B)	1人
★目標値	令和5年度末までの地域生活移行者数	1人

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、体制を整備していきます。

### ●国の基本方針

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、町単独での設置は困難なため宮城県北部保健福祉事務所を中心に近隣市町と共に圏域で連携していきます。

### ◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
★目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実	実施

## (3) 地域生活支援拠点などが有する機能の充実

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備します。

### ●国の基本方針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

地域生活支援拠点の整備については、令和5年度末までに町内において複数の機関が分担して機能を担う体制の整備（面的整備）を進めるとともに、特に「相談機能」と「緊急時の受け入れ・対応」の2つの機能について継続して加美町障害者自立支援協議会において協議していきます。

### ◆地域生活支援拠点などが有する機能の充実

目標3 地域生活支援拠点などが有する機能の充実		
★目標値	地域生活支援拠点の機能の充実のための検討	実施

#### (4) 福祉施設利用者の一般就労への移行など

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業などを通じて一般就労への移行を推進します。

##### ●国の基本方針

- 令和5年度末までに一般就労への移行者数を令和1年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。(うち移行支援事業：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍)
- 令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となること。

本町では、地域の実情を踏まえ、令和5年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」は2人と設定します。このうち、就労継続支援A型事業による一般就労移行者数を1人、就労継続支援B型事業による一般就労移行者数を1人と設定します。

また、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を1人と設定します。

##### ◆福祉施設から一般就労への移行

目標4 福祉施設から一般就労への移行		
令和1年度実績	令和1年度現在の年間一般就労移行者数	1人
★目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	2人
★目標値	就労移行支援事業による一般就労移行者数	なし
★目標値	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	1人
★目標値	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	1人
★目標値	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備など

障がい児の保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に行うため、関係機関と連携し協働する支援体制の構築を図ります。

#### ●国の基本方針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置すること。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村もしくは圏域に少なくとも一カ所以上確保すること。
- 令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置すること。

本町では、地域の実情を踏まえ、令和5年度において「大崎圏域で設置している児童発達支援センターの充実」、「大崎圏域にある事業所での保育所等訪問支援の活用」、「令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保」、「主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の活用」、「令和5年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を1か所、コーディネーターを1名配置」と設定します。

#### ◆障がい児支援の提供体制の整備など

目標5 障がい児支援の提供体制の整備など		
★目標値	大崎圏域で設置している児童発達支援センターの充実	実施
★目標値	大崎圏域にある事業所での保育所等訪問支援の活用	実施
★目標値	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	検討
★目標値	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の活用	実施
★目標値	令和5年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置	検討
★目標値	令和5年度末までに医療的ケア児などに関する支援を調整するコーディネーターの配置	検討

## (6) 相談支援体制の充実・強化

地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。また、発達障がい者（児）の支援に関して、家族等が発達障がいの特性を理解し、適切な対応が出来るよう支援体制の充実を図ります。

### ●国の基本方針

○令和5年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を行うことを基本とする。

本町では、地域の実情を踏まえ、相談支援体制の強化・充実を図るため基幹相談支援センターの圏域での設置を検討していきます。

### ◆相談支援体制の充実・強化

目標6 相談支援体制の充実・強化		
★目標値	総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの設置）	圏域で検討

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行う体制の構築をします。

### ●国の基本方針

○令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

障がい福祉サービスの質の向上のためには、町職員の、障がい福祉サービスに対する知識の向上が必要です。そのため、宮城県等が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努めます。

### ◆相談支援体制の充実・強化

目標7 相談支援体制の充実・強化		
★目標値	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加	実施

## 6 障がい福祉サービスの種類ごとにおける見込量

障がい福祉サービスは、個々の障がい程度や状況（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

それぞれのサービスについて、サービス及び事業の見込み量を設定し、適切なサービスの提供を推進します。

### 1 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### 【訪問系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がかなり高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。



## 《第5期の見込量と実績》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
居宅介護	37人	29人	38人	32人	39人	34人
重度訪問介護						
同行援護	520時間	348時間	530時間	505時間	540時間	536時間
行動援護						
重度障害者等包括支援						

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
居宅介護	30人 390時間	31人 403時間	32人 416時間
重度訪問介護	3人 135時間	4人 180時間	4人 180時間
同行援護	3人 36時間	4人 48時間	4人 48時間
行動援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
合計	36人 561時間	39人 631時間	40人 644時間

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、実績値は計画値に達していませんが、利用時間は増加傾向で推移しています。

今後も、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者の活用を図るとともに、新規事業者に対しては、見込量などに関する情報提供を積極的に行うなどにより参入を促し、サービス提供体制の確保に努めます。

また、福祉関係団体と一緒にサービス内容や提供方法などを検討し、可能な限り希望に応じることのできる質の高いサービス提供を目指します。

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型：雇用型、 B型：非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
生活介護	58人 1,090人日	49人 984人日	59人 1,100人日	53人 1,100人日	60人 1,110人日	54人 1,134人日
自立訓練(機能訓練)	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 21人日	0人 0人日	1人 21人日
自立訓練(生活訓練)	1人 22人日	3人 63人日	1人 22人日	2人 38人日	1人 22人日	2人 38人日
就労移行支援	6人 120人日	6人 92人日	7人 140人日	2人 19人日	7人 140人日	2人 19人日
就労継続支援 (A型：雇用型)	6人 120人日	6人 125人日	7人 140人日	6人 85人日	7人 140人日	6人 85人日
就労継続支援 (B型：非雇用型)	64人 1,240人日	62人 1,122人日	66人 1,280人日	73人 1,358人日	68人 1,320人日	76人 1,444人日
就労定着支援	1人	1人	1人	0人	1人	0人
療養介護	7人	8人	7人	7人	7人	7人
短期入所 (福祉型・医療型)	20人 90人日	9人 110人日	21人 95人日	6人 19人日	22人 100人日	8人 24人日

※人日：実利用人数×1人当たりの利用日数。以降の表も同じ。

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
生活介護	55人 1,155人日	56人 1,176人日	57人 1,197人日
自立訓練（機能訓練）	1人 21人日	1人 21人日	1人 21人日
自立訓練（生活訓練）	2人 38人日	2人 38人日	2人 38人日
就労移行支援	2人 20人日	2人 20人日	2人 20人日
就労継続支援 （A型：雇用型）	6人 90人日	7人 105人日	7人 105人日
就労継続支援 （B型：非雇用型）	77人 1,463人日	78人 1,560人日	79人 1,580人日
就労定着支援	0人	1人	1人
療養介護	7人	7人	8人
短期入所	9人 30人日	11人 48人日	12人 52人日

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型：非雇用型）の利用実績が大きく伸びています。生活介護、就労継続支援（B型：非雇用型）については他のサービスに比べて利用者が多く、今後も利用者の増加が見込まれますが、町内及び近隣市町村の事業者により十分なサービス提供が確保できる見込みです。

今後は、障がい者の日中活動、就労の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援のサービス提供の充実に努めるほか、企業に対して障がい者の雇用を働きかけていきます。

また、病院を退院して地域に戻ることが可能な精神障がい者などの受け入れ体制の充実に向け、利用の増加が見込まれるサービスの提供事業者などとの連携強化に努めます。

今後も、既存のサービス提供事業者を通じたサービス提供体制の確保を図るとともに、新規に参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。

### (3) 居住系サービス

【居住系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	1人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	27人	29人	28人	30人	29人	32人
施設入所支援	27人	25人	27人	28人	26人	28人

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	32人	33人	33人
施設入所支援	28人	28人	27人

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援ともに僅かに増加傾向で推移しています。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、相談者の意向を十分に把握し、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を慎重に進めていきます。

## (4) 相談支援

### 【相談支援サービス一覧】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用が見込まれる人で、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者に、計画的なプログラム作成の相談をします。
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談その他の便宜を供与するサービスです。

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	20人	26人	21人	36人	22人	37人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人

### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
計画相談支援	38人	39人	40人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

### 《サービス見込量の確保について》

相談支援については、利用者が増加傾向で推移しており、利用者数の増加が見込まれることから、相談支援体制の確保に努めます。また、地域移行支援と地域定着支援については実績がなく、今後の利用も見込んでいませんが、利用希望があった場合は適切に支援するための体制の整備を検討します。

## 2 地域生活支援事業の見込量

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」などの「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

### (1) 必須事業

#### 【必須事業一覧】

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者福祉に関する関係法令などの理解促進活動及び障がい者などに対する差別や偏見が生じないよう町民などの意識の高揚を図る啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がいのある人、障がい児を対象に日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などを給付します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者などの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業						
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	実施見込	検討	実施見込	検討	実施見込	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込	検討	実施見込	検討	実施見込	検討
住居入居等支援事業	実施見込	検討	実施見込	検討	実施見込	検討
成年後見制度利用支援事業	2件	1件	2件	1件	2件	3件
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	3件	2件	4件	2件	5件	2件
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	6件	4件	6件	2件	6件	4件
自立生活支援用具	5件	9件	5件	6件	5件	6件
在宅療養等支援用具	7件	5件	8件	3件	8件	4件
情報・意思疎通支援用具	5件	9件	5件	2件	5件	3件
排泄管理支援用具	539件	552件	563件	555件	587件	560件
住宅改修費	1件	1件	1件	0件	1件	1件
移動支援事業	8人 150時間	7人 133時間	8人 150時間	10人 123時間	8人 150時間	7人 100時間
手話奉仕員養成研修事業	1人	1人	1人	1人	1人	3人
地域活動支援センター事業	3か所 2,400人	3か所 2,127人	3か所 2,400人	3か所 2,406人	3か所 2,400人	3か所 2,400人



## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
相談支援事業			
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	検討	検討	検討
住居入居等支援事業	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業	2件	2件	3件
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	3件	4件	5件
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	7件	7件	7件
在宅療養等支援用具	7件	7件	7件
情報・意思疎通支援用具	5件	5件	5件
排泄管理支援用具	560件	560件	560件
住宅改修費	1件	1件	1件
移動支援事業	10人 150時間	10人 150時間	10人 150時間
手話奉仕員養成研修事業	3人	3人	3人
地域活動支援センター事業	3か所 2,400人	3か所 2,400人	3か所 2,400人

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、おおむね見込んだサービス量の範囲内で推移しています。

相談支援事業については、今後も町内2か所を見込むとともに、基幹相談支援センターは、地域の実情などを考慮し圏域での設置を含めて検討していきます。

成年後見制度利用支援事業については、第5期において、各年度1件の利用があり、潜在的な制度利用希望者が存在することも想定されるため、各年度2件で見込んでいます。

成年後見制度法人後見支援事業については、地域の実情などを考慮し圏域を含めて検討していきます。

意思疎通支援事業については、実績や今後利用者も見込まれることを踏まえて各年度1人ずつの増加で見込んでいます。

日常生活用具給付等事業（合計）については、各種用具などの利用実績を踏まえ合計件数で各年度560件を見込んでいます。

移動支援事業については、実績を踏まえて各年度同じく10人の利用で見込んでいます。

手話奉仕員養成研修事業については、各年度同じく3人の研修利用で見込んでいます。

地域活動支援センターについては、現在、各地区に1か所整備されており、今後も同程度の利用を見込んでいます。

## (3) その他の地域生活支援事業

## 【必須事業以外の生活支援事業一覧】

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人が居宅浴室において入浴することが困難な場合に、居宅に浴槽などの機材を搬入し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	障がいのある人が就労などの社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由の身体に障がいのある人に対しては、自動車改造の費用の一部を助成します。

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問入浴サービス事業	7人 650回	7人 444回	7人 650回	8人 548回	7人 650回	7人 450回
日中一時支援事業	10人 480回	14人 413回	10人 480回	12人 253回	10人 480回	15人 300回
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	3件	0件	3件	1件	3件	6件

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
訪問入浴サービス事業	8人 672回	9人 756回	10人 840回
日中一時支援事業	12人 576回	12人 576回	12人 576回
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	3人	3人	3人

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況を見ると、訪問入浴サービスの利用が増加していることから、第6期においては、各年1名の増加で見込んでいます。日中一時支援事業・自動車運転免許取得・改造費助成事業については、各年同数で見込んでいます。

## 7 障害児通所支援などの見込量

「障がい児福祉計画」では、児童福祉法に基づく障がいのある児童を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。また、子ども・子育て支援法に基づく「加美町子ども・子育て支援事業計画」と調整を図りつつ事業の推進を図り、障がいのある児童について、切れ目のない支援ができるよう、保健・医療、福祉、教育のさらなる連携を進めていきます。

### (1) 障害児相談支援

#### 【事業一覧】

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者などとの連絡調整などを行い、「障害児支援利用計画」の作成を行うほか、一定期間ごとに支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

#### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害児相談支援	3人	3人	3人	5人	4人	8人

#### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
障害児相談支援	9人	10人	11人

#### 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、利用者が年々増加していることから、今後も増加が見込まれ、各年1名増加で見込んでいます。

## (2) 障害児通所支援

## 【事業一覧】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所などの障がい児を預かる施設の援助などにも対応します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供などを行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどの状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービスです。

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	4人 83人日	5人 54人日	5人 103人日	5人 53人日	6人 123人日	5人 55人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 22人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	22人 330人日	27人 430人日	23人 340人日	35人 489人日	24人 350人日	42人 504人日
保育所等訪問支援	1人 2人日	0人 0人日	1人 2人日	0人 0人日	2人 4人日	0人 0人日
居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 4人日	0人 0人日

※人日：実利用人数×1人当たりの利用日数。以降の表も同じ。

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
児童発達支援	5人 60人日	5人 65人日	5人 70人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	43人 516人日	44人 528人日	45人 540人日
保育所等訪問支援	0人 0人日	1人 1人日	1人 2人日
居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用実績が伸びています。今後も利用の増加が見込まれるため、増加傾向で見込んでいます。医療型児童発達支援は利用実績もなく、今後も見込んでいませんが、利用希望があった場合には対応できる体制を整えます。

## (3) 障害児入所支援

## 【事業一覧】

サービス名	サービス内容
福祉型児童入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能を付与することにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。
医療型児童入所支援	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
福祉型児童入所支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
福祉型児童入所支援	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	0人	0人	0人

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における実績がないことから、第6期においても見込みは立てていません。

(4) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

【事業一覧】

サービス名	サービス内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年 (2018年)		令和1年 (2019年)		令和2年 (2020年)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0人	0人	0人	0人	1人	0人

《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0人	0人	1人

《サービス見込量の確保について》

第5期におけるコーディネーターの配置はありませんでした。

地域の状況に応じ、コーディネーターの育成、配置を検討し、令和5年度での1名の配置を目指します。



## 8 子ども・子育て支援法に基づく支援

子ども・子育て支援法に基づく支援について、町では障がいのあるなしに関わらず、保育を必要とする児童に対して保育所や認定こども園、幼稚園で受け入れに努めています。そのような中で、障がいのある児童の保育・教育では、保健分野や保育機関、教育機関との連携を図り、協議の場の立ち上げなど受け入れ環境の充実を図っていきます。また、障がいのある児童の放課後の居場所づくりでは 放課後児童クラブや日中一時支援事業との役割分担にも留意しつつ、サービス提供の確保に努めていきます。

### (1) 障がいの早期発見と支援体制の充実

母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障がいに対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

### (2) 障がい児保育・教育

就学前の障がいのある児童について、保育機関及び教育機関への受け入れできる環境づくりに努めます。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

保護者が共働きなどにより、昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の居場所としての機能の充実を図ります。また、小学校との連携を強化し、児童の健全育成を図るとともに、集団保育の可能な障がいのある児童について、児童クラブでの受入体制の充実に努めます。

## 9 地域自立支援協議会

本町では「加美町障害者自立支援協議会」を設置し、地域における障がい者の生活を支援するための取り組みを推進します。

### (1) 加美町障害者自立支援協議会の位置づけ

本町は、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第89条の3の規定に基づき、加美町障害者自立支援協議会を設置しています。

### (2) 加美町障害者自立支援協議会の目的

加美町障害者自立支援協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、関係機関及び関係者で協議を行い、それに基づいて支援することにより、障がい者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

### (3) 加美町障害者自立支援協議会の役割

加美町障害者自立支援協議会の役割は次のとおりとなっています。

- ①地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- ②困難事例への対応のあり方に対する協議及び調整に関すること
- ③地域の現状、課題の情報共有と情報発信、社会資源の開発、改善に関すること
- ④権利擁護に関すること
- ⑤その他障がい者の支援及び協議会の運営に必要なこと

#### (4) 大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議

本町では、大崎地域の市町や「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」において障がい者支援に必要な連携を図るとともに、支援が本町のみで困難な場合には、大崎地域自立支援の圏域全体による地域の社会資源などを生かした支援に取り組めます。


##### ○大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の設置

大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議は、平成25年度末に大崎地域自立支援協議会が廃止され、各市町に障害者総合支援法に規定する自立支援協議会が設置されることに伴い、大崎圏域（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町で構成された区域）での障がい者支援に必要な連携を引き続き維持するために設置されました。

##### ○大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の基本事項

大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議は、相談支援や就労、児童・発達障がい、障がい福祉行政の分野のワーキング運営の共通イメージであり、構成団体での全体的な会議は想定していません。本会議では、分野間の連携を強化する観点において、共通して定めるべき事項を定め、個別に必要な事項は各ワーキングで定めるよう委ねています。





**第5章**  
**計画の推進**



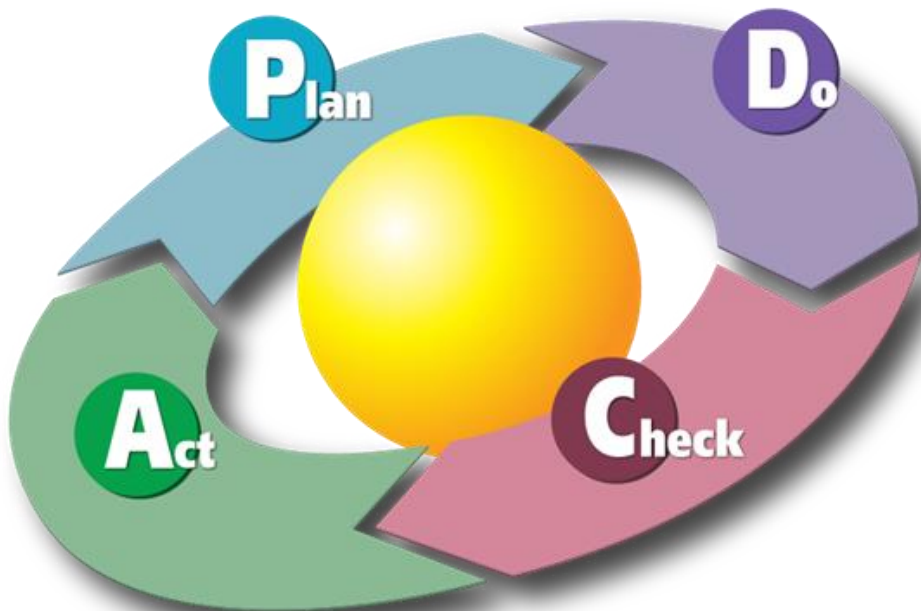
## 第5章 計画の推進

### 1 PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。各年度において、障がい福祉サービスなどの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、あるいは一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

#### ●PDCAサイクルの概念図



## 2 計画におけるPDCAサイクルとその体制

---

国の基本指針などを踏まえ、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 本計画の推進にあたっては、計画期間中、保健福祉課が中心となり計画の進行を管理していきます。

加美町障害者自立支援協議会や加美町障害福祉計画審議会の意見を聞きながら、障がい福祉計画における各年度のサービス需給状況や事業の実施状況、目標数値の達成状況などの点検及び評価を行い、必要に応じた計画内容の見直しを図るとともに、最終年度においてはその成果を次期計画に反映させます。



# 資料編



# 資料編

## 1 加美町障害福祉計画審議会条例

平成18年3月8日

条例第4号

改正 平成29年2月21日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、加美町障害福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 町長の諮問に応じ、障害福祉計画に関する事項を審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、前項に規定する審議事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係機関の代表
- (2) 学識経験のある者
- (3) 一般町民

3 委員の任期は、3年とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉課において所掌する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月21日条例第3号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 加美町障害福祉計画審議会名簿

No	職 名	氏 名	備 考
1	加美郡医師会 中新田民主医院 院長	大 窪 豊	
2	宮城県古川支援学校 地域支援コーディネーター	鈴 木 ひとみ	
3	宮城県北部保健福祉事務所 副所長兼地域保健福祉部長	熊 谷 幸 一	
4	古川公共職業安定所 雇用指導官	石 川 彩 子	
5	加美町社会福祉協議会 会長	板 垣 文 一	
6	加美町障害者自立支援センター 管理者	佐 藤 祐 孝	
7	大崎広域ほなみ園 技術主査（相談支援専門員）	佐 藤 修 子	
8	加美町身体障害者福祉協会会長 障害者自立支援協議会 当事者部会長	今 野 武 敏	
9	知的障害者相談員	福 島 京 子	
10	障がいを抱える方	尾 形 秋 徳	
11	障がい者のご家族	佐々木 ゆう子	
12	障がい者のご家族	荒 井 就 治	
13	障がい児のご家族	三 浦 昭	
14	加美町障害者自立支援協議会 会長	伊 藤 勝 則	

委嘱期間； R2.10.1 ～ R5.3.31

加美町  
第3期障がい者計画  
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

---

発行 令和3年（2021年）3月  
加美町  
〒981-4252  
宮城県加美郡加美町字西田四番7番地1

編集 加美町 保健福祉課 障害福祉係  
TEL 0229-63-7871  
FAX 0229-63-7873